資料 6. 平成 17 年度計画実施状況報告書

組織名 文書館

1. 平成17年度計画の全体的な実施状況について

各事務組織の協力により、法人文書が円滑に移管され、高い移管率を達成した。情報公開業務においても、書庫整備を継続的に行い、Webページのコンテンツを充実させた。 平成17年度は、平和学術文庫を開設するとともに、企画展示(3回)、公開講座(広島から世界の平和について考える、我が家の近代史)を行った。教育(広島大学の歴史)も、例年通りに実行、オーラル事業では、報告書『聞き書き平岡敬平和回想録』を刊行した。

2. 平成17年度計画での特色ある取組についての実施状況

平成 17 年度での特色ある取り組みとしては、被爆・戦後 60 年の特別企画として、公 開講座「世界の平和について考える」(4 日間、120 名)および「金井学校の二人展」を行った。また、文書館内に「平和学術文庫」を創設し、金井利博関係文書、平岡敬関係文 書、大牟田稔関係文書等、合計約 5 万点の整理・公開事業を開始した。本事業の結果、 戦後の被爆者援護活動および原水爆禁止運動等を含む広島を中心とする平和問題・運動 資料について、日本最大の所蔵量をもつこととなった。

3. 平成 18 年度以降に向けての改善事項

平成 18 年度以降、法人文書の整備に重点を置くこととしたい。基本的に、数値目標を掲げた中期計画はほぼ完遂しており、内容の充実化をより促進していくこととしたい。 コンテンツのデジタル化・アーカイブ化を部局として独自に積極的に進めているが、 学外一般の利便性を考慮した場合、操作性の統一などアクセスビリティを高めるシステムを全学的に構築するような工夫が必要であろう。この点については全学規模での改善に期待したい。

4. その他特記事項

平成17年度には、原爆放射線医科学研究所および平和科学研究センターとの連携、入学センターへの協力、情報メディア教育研究センターとの共同提案等、他部局等の協力関係を充実させた。また、テレビ(1回)、新聞(3回)とメディアでも取り上げられ、社会的な認知度を高めることができた。

上欄「3」に記載したデジタル化・アーカイブズ化に関する改善点を解決する案として、情報メディア教育研究センターとの間で、「バーチャル・ヒロシマ・ユニバーシィテー(VHU)」構想を企画立案し、その実現に向け努力している。

年度計画 平成18年度 文書館

平成18年度 年度計画	学の教育研究等の質の向上に関する	日の田の田の田
回 担	学の教育研究等の質の向上に ギー器・チョ培・キオ・チ	数官に致りの日僚で導成りのための治面 (1) 数ちのは国に関すく日婚か連むすくかが一部語

[教養教育の成果に関する具体的目標の設定]

広島大学文書館担当教員を中心に、広島大学50年史編集事業に関係した教職 員により組織する

2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

(学士課程)

学習指導法等に関する具体的方策】 【授業形態,

① 各講義においては、学生の関心を高めるビジュアルな教材を準備するなどの 工夫をし, 講義内容の理解を深める。

② 講義内容をビデオ等で記録し,次回以降の講義内容の向上に資する。

【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】

講義内容に派生する問題について,受講者の関心に基づくレポートを作成さ 電子メールや Web 等の多様な手段を活用して評価する。 4ΰ Θ

3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置教育に必要な設備,図書館,情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策】

教材として小冊子「広島大学の歴史」を刊行する(市販等も検討する)。

- 講義シラバス及び講義関係文献等をホームページ上で公開する。 Θ
- 全国大学史資料協議会等の学会組織を通じて、教育方法の研究・開発を行う。

! 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ① 戦後日本の高等教育研究の実証性を高め,その研究基盤の育成を行う。 [成果の社会への還元に関する具体的方策]
- ② 森戸辰男の関係史料をはじめとする所蔵資料及び今後収集を進める資料の整 備を進めデータベースを構築する。
- 厗 **者害**, 所蔵資料を活用して研究を行い、その成果を史料紹介、研究論文、 究報告,Web 等の形態で積極的に公表する。

9 口象 7 研究 7

【教養教育の成果に関する具体的目標の設定】 教養的教育科目・総合科目「広島大学の歴史」を行う。広島大学文書館担当教 員を中心により組織する。全学必修化に向けた準備を行う。(平成17年度にも実 施済・継続事業)

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置 (学士課程)

【授業形態,学習指導法等に関する具体的方策】

- ① 各講義においては,学生の関心を高めるビジュアルな教材を準備するなどの 工夫をし,講義内容の理解を深める。(平成 17 年度にも実施済・継続事業)
- ② 講義内容をビデオ等で記録し、次回以降の講義内容の向上に資する。(平成17 年度にも実施済・継続事業)

【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】

① 講義内容に派生する問題について,受講者の関心に基づくレポートを作成させ,電子メールや Meb 等の多様な手段を活用して評価する。(平成 17 年度に も実施済・継続事業)

(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置(教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策)

- ① 小冊子「広島大学の歴史」の平成19年度刊行に向け準備を進める。 ② 講義シラバス及び講義関係文献等をホームページ上で公開する。(平成17年 度にも実施済・継続事業)
 - ③ 全国大学史資料協議会等の学会組織を通じて、教育方法の研究・開発を行う。 (平成 17 年度にも実施済・継続事業)

2 研究に関する目標を達成するための措置 (1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 【成果の社会への還元に関する具体的方策】

- その研究基盤の育成を行う。 戦後日本の高等教育研究の実証性を高め, Θ
- 締結した協定書にもとづき、横浜市所厳森戸辰男文書の長期貸出にともなう

平成18年度 年度計画	整理事業を行う。
回 担	④ 文書館の機能について研究し,政策研究としての文書学研究,史料論研究,

類縁機関(京都大学大学文書館)との連携を強化し、全国的な研究ネットワーク を形成することで,研究成果を社会に還元する。 記録管理方法の開発等を行う。 **(**

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】

① 文書館担当専任教員を中心に,広島大学文書館運営委員会委員の教員及びその他の教員により構成されている森戸文書研究会等と連携し,多角的で柔軟な 研究組織を形成する。

【研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策】

- ① 事務局内公文書室と附属図書館内の大学史資料室の整備(移動式書架の設置 等)を進める。
- 所藏 公文書室担当専任教員を中心に,関係事務セクションとの連携を深め, 資料の整理に基づきデータベースを構築する。 (3)

その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 【地域社会等との連携・協力,社会サービス等に係る具体的方策】

- ① 大学史資料室の所蔵文書について閲覧スペースを設置して所蔵文書等を公開

- ② 本学に対する地域社会の理解を深めるために企画展示を行う。③ 広島大学史紀要の刊行を継続し、同誌を通じて目録公開・史料紹介等を行う。④ 既設の Web ページにおけるコンテンツの充実を図り、成果等を国内外に公表

- 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 事務等の効率化,合理化に関する目標を達成するための措置 [事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策] 4
- 書庫を整備し,永久保存資料および歴史文書等を配架する。

松雪, その成果を史料紹介、研究論文、 究報告, Web 等の形態で積極的に公表する。 所蔵資料を活用して研究を行い、 (m)

臣

- 史料論研究, ④ 文書館の機能について研究し、政策研究としての文書学研究, 記録管理方法の開発等を行う
- ⑤ 類縁機関(京都大学大学文書館等)との連携を強化し、基盤研究(B)「大学所蔵 (平成 17~19 年度)に参 の歴史的公文書の評価・選別についての基礎的研究」 画することで, 研究成果を社会に還元する。
 - ⑧ 平和学術文庫の整備を行い、その充実を図るとともに、目録等を刊行する。 具体的に、大牟田関係資料の整備を進める。
- には、森戸文書研究会、公開講座「我が家の近代史」に対応する研究組織の整 ② 文書館担当専任教員を中心に、多角的で柔軟な研究組織を形成する。

2)研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】

① 教育・研究および整理・公開業務の充実を図るために大学史資料室・公文書 室等にそれぞれ専任教員を配置する。

【研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策】

① 公文書室担当専任教員を中心に,関係事務セクションとの連携を深め, 資料の整理に基づきデータベースを構築する。

က

3 その他の目標を達成するための措置 (1) 社会との連携, 国際交流等に関する目標を達成するための措置 [地域社会等との連携・協力,社会サービス等に係る具体的方策]

- (平成 16 年度実施済み)
- 展示室を設置し、常設展示および特別企画展示を行う。
 - 広島大学文書館紀要の刊行を継続す
- 成果等を公表する。 既設の Web ページにおけるコンテンツの充実を図り, $\Theta \otimes \Theta \oplus \Theta$
 - 公開講座を開催し、地域貢献を行う。

工業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策】

17 年度に (平成 永久保存資料および歴史文書等を配架する。 庫を整備し

中期計画	平成18年度 年度計画
② 行政文書の保存・整理・廃棄・管理を一元化し,文書館所厳の行政文書・記	実施済・継続事業)
録の検索を容易にするシステムを構築する。	② 行政文書の保存・整理・廃棄・管理を一元化し,文書館所厳の行政文書・記
③ 行政文書の廃棄作業を一元的に行うことで廃棄にともなう事務を合理化す	録の検索を容易にするシステムを構築する。(平成 17 年度にも実施済・継続事
တို	**)
	③ 行政文書の廃棄作業を一元的に行うことで廃棄にともなう事務を合理化す
□ ④ 上記の合理化・効率化に資するため記録の作成に関するマニュアルを作成す	る。(平成 17 年度にも実施済・継続事業)
ઌ૾	
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための	IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための
描	梢置
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置
【大学情報の辞編的な公開・提供及び広報に関する具体的方等】	一里有数6位存在4人里,由评与4个数7图42 四十分日子4件数7
A THE STATE A THE A THE TOTAL THE TANK THE TAN	【人子] 枝り信仰のなど用・依天久のは被「鬼」の大手目枝の信仰のなど用・依天久のは被「鬼」の
	① 係資料を現物公開する。(平成 17 年度にも実施済・継続事業)
(分形にの)を対しています。	② 業務内容について業務日誌を作成し、web、大学広報誌、広島大学史紀要等
₹ Ø	多様な媒体を用いて公開する。(平成17年度にも実施済・継続事業)
の に我公寓台山町によりを味られた光平で残っては我公寓台山町にて山のまたなんへを乗む古まり	③ 情報公開担当部門より移牒された案件に関して情報公開担当部門に回答を行
で1.ブ(公人青年12.j.)。	う(公文書室担当)。(平成17年度にも実施済・継続事業)

- に整理してください。 **」**)目
- 2 大学の中期計画に記載している「II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」から「V その他の業務運営に関する重要目標を 達成するためにとるべき措置」の項目のうちにも当該部局等の運営に必要な事項について作成してください。その際は、対応する中期計画を併せて作成願います。3 作成に当たっては、タイムテーブルなど中期計画期間中における位置づけを明確にし、使用可能な資源(予算および人的資源)を視野にいれ、実行可能な計画と
 - 全国共同利用施設,中国・四国地区国立大学共同利用施設及び学内共同教育研究施設は,それぞれのセンター等推進部門の意見を聴いて作成してください。 別途作成していただいた「中期計画及び平成16年度~平成21年度年度計画」から,平成18年度年度計画分を転記してください。 してください。 4 全国共同 5 別途作成

資料8. 平成18年度計画実施状況報告書

組織名 文書館

1. 平成 18 年度計画の全体的な実施状況について

各事務組織から法人文書が円滑に移管され、歴史資料となる文書について、ほぼ完全な移管を行った。情報公開業務についても、公文書書庫、平和学術文庫、森戸辰男記念文庫の整備を行うと共に、Webページのコンテンツを充実させた。また、新たに歴代学長関係文書(沖原豊関係文書、原田康夫関係文書)および先輩資料(久保亘関係文書、今中比呂志関係文書)、前身校関係資料(広島師範学校下等小学科関係者個人文書・高橋家文書)、統合移転関係資料(蔵田勝也関係文書)、平和学術文庫関係(山代巴関係文書)等個人文書の寄贈等をうけ、所蔵資料を充実させると共に、整理作業を行っている。

また、横浜市との協定をもとに、今年度より横浜市所蔵森戸辰男関係文書の整理作業を開始し、全体の約四割を整理した。大牟田稔関係文書を中心に平和学術文庫の整理事業についても計画通りに行った。総合科目「広島大学の歴史」では、恒常的に 100名を越える学生が受講するようになっており(119名)、アンケートからも満足度が高い。公開講座「我が家の近代史」についても前年度同様に行い、高い満足度が得られている。オープンキャンパスでは、企画展示「森戸辰男展」(入場者 600名)を行った。オーラルヒストリー事業においても、浜本万三氏(元参議院議員、元労働大臣)に加え、新たに、大学紛争期学生委員会・学生部関係者の座談会を行っている。また、文書館のデータベース入力支援・データベース管理システム(HUADS)を導入し、文書館の文書管理業務を合理化かつ刷新した。以上、平成 18年度計画については、ほぼ完遂し、加えて下記にあるような特色ある取り組みを行った。

2. 平成 18 年度計画での特色ある取組についての実施状況

平成18年度には、広島大学文書館として下記の三つの事業を展開した。

第一に、附属学校との共同研究事業「進路指導の改善と大学に関する情報提供の充 実一自校史教育が高校生の進路選択に及ぼす影響に関する研究―」を実施し、附属学 校において「広島大学の歴史」を講義した。これにより、その影響度に関する研究を 行なうとともに、継続事業とすることとした。

第二に、建学の精神および理念五原則にある「平和」に焦点を合わせ、原爆放射線 医科学研究所附属国際放射線情報センター、平和科学研究センターと三者連携事業を 行い、国際シンポジウムを二回開催した。

第三に、全国大学史資料協議会の総会・研究会を広島大学にて行い、基調講演「大学文書館における個人文書の位相~広島大学文書館を一例に~」を行うと共に、大会

運営を主催した。

他に、総合科学研究科平和科学プロジェクトにも参画・協力している。さらに、文書館の管理運営にあたって、教員の個人評価指標を策定し、平成19年度より実施することとした。

3. 平成19年度以降に向けての改善事項

基本的に、数値目標を掲げた中期計画はほぼ完遂しており、公文書室における法人 文書および大学史資料室の特殊文庫の充実化をより促進していくこととしたい。

また、電子文書の保存・管理についても、情報政策室等とも協議の上、文書管理システムの更新にあわせて進めていくこととしたい。また、歴代学長文庫の創設および、前身諸学校関係文書、および、分館に指定している各部局文書についても一元的管理ができるように整備を行いたい。さらに、スペースの配分がないため実現できていない展示室についても、実現化に向けた努力を継続していくこととしたい。これにあわせた人員整備も必要と考えている。

4. その他特記事項

平成18年度には、下記の二冊を刊行した。

広島大学文書館編『地方自治とは何か一竹下虎之助回顧録』(現代史料出版)、p384 広島大学文書館編『広島から世界の平和について考える』(現代史料出版)、p274 また、情報政策室広報グループの協力のもと、広島大学文書館『広島大学の歴史』 (p25)を刊行し、広島大学編『広島大学五十年史 通史編』(p970)の編纂事業を終了した。

このほか、平成19年2月10日に、NHK教育放送、<u>ETV特集「焼け跡から生まれた憲法草案」</u>で文書館および森戸辰男関係文書が紹介されたほか、テレビ、ラジオ、新聞等で報道・紹介されている。

なお、『広島大学の歴史』は、校友会の発足にあわせるため、平成 19 年度事業であったものを前倒しして行った。

資料 9. 広島大学評価委員会による平成 18 年度計画実施状況に対する評価

広島大学評価委員会『各室及び各部局等の平成 18 年度計画実施状況報告書』(平成 19 年 6 月 30 日)より文書館部分(89 頁)を抜粋

平成18年度計画実施状況報告書

組織名 文書館

一 文書館による自己評価部分省略(135~136 頁に掲載) 一

*評価委員会コメント

・平成 18 年度計画の実施状況は良好であり、広島大学の歴史に関する積極的な取り組みは、本学のさらなる発展のために重要なものであると評価します。

法人文書の移管整理を進め、さらに大学の歴史資料として特殊文庫の充実を図っている点も評価できます。

個人文書の所蔵についても,歴史的に重要な文書についてはさらに充実した収 集・整理を期待します。

文書館のデータベース管理システムの整備とあわせて、情報公開業務の推進も引き続き図っていただきたい。

平成 18 年度に刊行した「広島大学の歴史」は興味深いものであり、在学生、教職 員に広く配布いただきたいと思います。

資料 10. 平成 19 年度計画 (略 資料 12 の平成 19 年度欄を参照)

資料 11. 平成 1 9 年度計画実施状況報告書

組織名 文書館

1. 平成 19 年度計画の全体的な実施状況について

各事務組織から法人文書が円滑に移管され、歴史資料となる文書について、ほぼ完全な移管を行った。また、統合移転以来、未着手であった本部中間書庫(一階ピット)の整理を8月に行い、本学の文書管理システムを体系的に整備した。整理事業としては、森戸辰男記念文庫(横浜市所蔵森戸辰男関係文書)および平和学術文庫(大牟田稔関係文書)を中心に行い、ともに約6割の整理を終了した。さらに、歴代学長関係文書(皇至道関係文書)や旧教職員資料(今井日出夫関係文書ほか)および同窓生資料(梶山季之関係文書ほか)等個人文書の寄贈等をうけ、整理作業を行った。梶山季之関係文書の寄贈をうけて展示を行い、文書館に梶山季之文庫を設置することが決定した。

教育・研究事業としては、<u>総合科目「広島大学の歴史」</u>が、恒常的に 100 名を越える学生が受講するようになっており(平成 19 年度受講生数 120 名)、アンケートの満足度も高くなっている。<u>公開講座「我が家の近代史</u>」についても前年度同様に行い、高い満足度が得られている。<u>オーラルヒストリー事業</u>においても、浜本万三氏(元労働大臣)の聞き取りを終了し、大学紛争期学生委員会・学生部関係者の座談会は刊行のため編集作業中である。総合科学研究科の平成 19 年度大学院教育改革支援プログラムに参画。外部評価(2 月 21 日)と、個人評価を実施した。

2. 平成 19 年度計画での特色ある取組についての実施状況

下記の3点の事業を展開した。

第一に、梶山季之の33回忌を記念した事業に参画し(展示を主催)、梶山家より資料が 寄贈されることとなり、<u>梶山季之文庫を創設した</u>。この結果、歴代学長文庫の創設を次 年度以降とした(整備準備は行った)。

第二に、文書館として二つ目の<u>総合科目「広島大学のスペシャリスト」を開講</u>した(45 名)。学生の評判もよく、来年度以降も継続することとした。

第三に、竹原市との事業は、地域貢献事業として採択されなかったため、事業を縮小して行った。一方、<u>梶山季之記念事業および山代巴展の開催等で、他機関(梶山季之事業</u> 委員会、ふくやま文学館・三次市山代巴記念室)との協同による事業を展開した。

3. 平成 20 年度以降に向けての改善事項

<u>数値目標を掲げた中期計画はほぼ完遂</u>しており、公文書室・法人文書および大学史 資料室・特殊文庫を整備充実させ、情報公開を進めていく。電子文書の保存・管理を、 文書管理システムの更新にあわせて進めていくこととしたい。

また、史料的な充実を果たしている歴代学長文庫の創設、および、分館に指定している各部局文書についても<u>一元的管理</u>ができるように整備を行いたい。

さらに、中期目標で唯一、未達成である<u>展示室</u>についても、実現化に向けた努力を 継続していくこととしたい。以上ともに、例年と同じように人員の整備要求を行う。

4. その他特記事項

平成19年度には、下記の二冊を刊行した。

広島大学 50 年史編集委員会、広島大学文書館編『広島大学五十年史 通史編』広島大学 (p. 883)

広島大学文書館編『広島大学の歴史』広島大学出版会(p. 482)

このほか、平成19年4月29日、NHKスペシャル『日本国憲法 誕生』で、文書館および森戸辰男記念文庫が紹介された。梶山季之記念事業に参画し、広島市内旧日銀広島支店で『文学資料展 梶山季之』を開催し、学内でも梶山の企画展示を行った。杉谷富代氏によるオブジェ「あの日」の寄贈を受けて展示を行い、山代巴展をふくやま文学館で行った(展示は計6回)。梶山展・山代展については、各種メディアで大きく報道された。また、三菱財団より研究助成を、梶山家より寄付受けた。

※学部・研究科別に作成願います。

資料 12. 平成20年度版 中期計画及び平成16年度~平成21年度年度計画

電	計画番号3 [機両内面 ための計画】 様子の固む 様子の固む 一位の を存める 一位の をなっている。 機にあたっては、関係機 一位の 一位の 一位の 一位の 一位の 一位の 一位の 一位の
1 年 (本) 本 (4 本) 本 (4	8 回編を建成するための ・
1 日	4世間 本 本
19年度計画 は 大牛の教育・	本国標本建成するための ・ (単工課程) (株工課程) (本工課程) (本工課程) (本工課程) (本工事業) (中国報号3) (中国報号3) (中国報号3) (中国報号3) (中国報号3) (中国報号3) (中国報号3) (中国報号3) (中国報号3) (中国報号3) (中国報号3) (中国報号3) (中国報号3) (中国報号3) (中国報号3) (中国報号3) (中国報号3) (中国第一大公司以表 (中国第一大公司以表 (中政 18 統申業) (日政 18 (中政 1
18年度計画 (本) 本 (6 回標を建成するための 番 (株工課程) (株工課程) (投票形態、中國指導 (計画報号3) (計
17年度計画 大学の教育研究等の 大学の教育研究等の 大学の教育研究等の 持要の 上記 接着に関する日標を 接続 接着 接換 上記 接換 上記 接換 上記 接換 上記 接換 上記 接換 上記 上記 上記 上記 上記 上記 上記 上	62) 数両内容等に闘するはのの 無価 (特工課程) (株工課程) (株果花醇、宇宙指導 (株工) (大 大 大) (大 一 本 計 表) (大 一 本 計 表) (大 一 本 計 表) (大 一 本 計 表) (大 一 本 計 表) (大 上 本) (大 上 本) (大 上 本) (大 上 本) (大 上 本) (大 上) (大 L)
1 6 年度計画 は 大学の教育研究等の	62) 教育内格等に闘するための 本価 (学工課程) (学工課程) (特工課程) (計画書中3) (計画書中4)
中 期 計 画 本	(2) 教育内略等に関するための ・ (4 十

最終成果	計画番号 10 (適切な政権 評価等の実施に関する具 体的方策) 職総内容によって派生 した問題をいち早く解決 することができた。また、 多人数の講義であった が、学生ごとに質問に対 する回答を付すことによ った。	計画番号 12【後青斑協等に応じた後青葉和本籍のサるための具体的方質」と一分ラン・科目「大・白・一の三とを通じて、大・自己とを通じた、大・神のに長いた大・中で、「長い大・中で、「高度・中で、「高度・中で、「高度・中で、「高度・中で、「一般に、「一般に、「一般に、「一般を一点を一点を一点を一点を一点を一点を一点を一点を一点を一点を一点を一点を一点を	計画番号 15 [適切な教職 員の配置等に関する具体 的方策] 文書館体制の方実(一 館二室五文庫体制) およ び教育・研究体制の整備 に対応して、副館長・女 庫及・研究員制度・調査 員制度を導入した。これ に対応して、最小限との 専任体制(教授-准教授- 助教)を構築することが 出来た。	計画番号 16 【教育に必要な影情。 図書館、「情報本ットワーク等の活用・整備の具体的方策】 総合科目としてだけでなく、社会・地域一般に対し、出版、群域一般に対し、出版、群域一般に対し、対し、出版が対し、対し、対立の対力等の表別を通過して広島大学の歴史を紹介することで、大
21年度計画	【適切な成権腎価等の 実施に関する具体的 力解 (計画 時 年 10) (計画 時 10) (計画 時 20) (計画 時 20) (計画 時 20) (計画 時 20) (下 10) (下 10	「機商租急等に応じた機 具体的方策」 (計画番号122) 総合科学研究科が取り 無数中学研究科が取り 報む文部科学研究科が取り 可以其及部科学研究中分子がの 「文理融合型リサーチマネージャー養成」プログラムの一環であるリテー フムの一環であるリテラ ラムの一環であるリテラ 高度専門職業人養成に寄 高度専門職業人養成に寄 高度専門職業人養成に寄	(3) 教育の実施体制等 に関する目標を達成する ための指置 「適切な教職員の配置等 に関する具体的方策】 会計画番号 15)	【教育に必要な設備、図 等の活用・整備の具体的 方案】 (計画器号16) (計画器号25/ベス及び講 裁関係文前等をホー 太ページ上で公開す る。(平成 20 年度に
20年度計画	【適切な設備評価等の 実施に関する具体的 力策】 (計画	【参声組念等に応じた教 具体的方策】 (計画等場122 総か科学研究が設 をか科学研究が設り 地な中が学研究が対 可以は本大学院教 中ジャー・ボスー・ボスー・ボスー・ボスー・ボスー・ボスー・ボスー・ボスー・ボスー・ボス	(3) 教育の実施体制等ための措置を連びする目標を達成するための措置「適切な教職員の配置等に関する具体的方策」(計画等号15) 副組長・文庫長・研究員制度制を導入する(平成月の年度にも実施済)。文書館機能の充実に合わせた教員一名(教授)を配置する。	【教育に必要な設備,図 等の活用・整備の具体的 方角 (計画書号 16〉 (計画書号 16) (計画書号 1
19年度計画	【適切な成績評価等の 井施に関する具体的 方紙】 (計画書与10〉 ① 詳様内容に派任する問題について、段 詳者の関心に基づく レポートを作成さ は、暗子メールや では、暗子メールや を店用して評価する。(平成18年) を店用して評価する。(平成18年)		(3) 教育の実施体制等 ための指置 (通切な教職員の配置等 に関する具体的方策】 (計画書号15) 開館長・文庫長制等、 大書館機能の方実に合わ 文大勢員一名(教授)を配置する。	【教育に必要な設備、図 ・
18年度計画	【適切な政権評価等の 対策 大統 大学 画報 100 (計画報号 100 (計画程子 100		(3) 教育の実施体制等 に関する目標を達成する ための指置 「適切な教職員の配置等 に関する具体的方策】 (計画審号 15) 一館二室体制を擁する 一館二室体制を擁する 数を配置する。	【教育に必要な設備・図書館・信頼ネットワーク 等の活用・整備の具体的 方策】 〈計画番号16〉 ① 小冊子「広島大学の 歴刊行に同け準備 を進める。
17年度計画	(適切な成績配価等の 実施に関する具体的 力解。 (計画時中10) (計画時中10) (計画時中10) (計画時中10) (計画時代派年寸 を問題について、段 は、一下を作成さ は、一下を作成さ は、一下を作成さ は、一下を作成さ は、一下を作成さ は、一下を作成さ では、一下を作成さ をがまる。 (平成 16 年度に をがまる。 (平成 16 年度に		(3) 教育の実施体制等 ための指置 「適切な教職員の配置等 に関する具体的方策 「適切な教職員の配置等 に関する具体的方策】 【計画番号 15) 一館二室体制を擁する 文書館にふさわしい教員 淡を配置する。	【教育に必要な設備, 図 春館, 情報ネットワーク 等の活用・整備の具体的 方質】 (計画番号16) (計画番号16) (計蔵表)ラバス及び 講義関係文献等をホ ームページ上で公開 する。
16年度計画	【適切な成績評価等の 実施に関する具体的 方策】 (計画 職場 10) ① 講談内容に派生す る問題について、段 課者の関心に基立く レポートを作成さ は、端子メールを は、端子メールや で は、端子メールや を 活用して 評価する。		(3) 教育の実施体制等 ための指置 「適切な教職員の配置等 に関する具体的方策】 (計画書号 15) 一館二室体制を擁する 一館二室体制を擁する 文書館にふさわしい教員 数を配置する。	【教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク 等の活用・整備の具体的 方策】 (計画器号 16) ① 群義シラバス及び 群義別係文献等をホ ートページ上で公開 する。
中期計画	【適切な収穫評価等の実施に関する具体的方紙】 活に関する具体的方紙】 (計画報与 100 (計画報与 100 (計画報与 100 (計画報号 100 (計画報号 100 (計画報号 100 (計画報号 100 (計画報号 100 (計画報号 100 (計画報号 100 (計画報号 100 (計画報号 100 (計画程号		(3) 教育の実施体制等 に関する目標を達成する ための措置 「適切な教職員の配置等 に関する具体的方策】 (計画番号150 一館二室体制を擁する 女書館にふさわしい教員 数を配置する。	【教育に必要な設備、図 ・

最終成果	本でを を を を を を を を を を を を を を	中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国
2 1年度計画	6 実施路・総標事業) の 平成 20 年度に落足 なせた 中部 20 年度に落足 て 評価 基準 基準 が に 即 の 3 総合 学 田 「	(中間 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
20年度計画	○ 大学 大幸 商売 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	は 母 の 日
19年度計画	(金) (金) (本) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (b)	# 1
18年度計画	(3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	2 研究に関する目標を 建成するための神画 (1)研究水準及び研究 の成果等に関する目標を 通成するための治 に 日指すべき研究の方向 (計画番号25)
17年度計画	② 全国大学史資料協議会等の学会組織を通じて、教育力法の研究の研究を行う。 研究・開発を行う。 (平成 16 年度にも実施 済・継続事業)	2 研究に関する目標を 建成するための指置 (1)研究水準及び研究 の政果等に関する目標を 建成するための指置 【目指すべき研究の方向 任】
16年度計画		2 研究に関する目標を 連校するための指面 (1)研究水準及び研究 の政果等に関する目線を 建成するための指置 【目指すべき研究の方向 件】
画 揖 蹐 中	(3) (3) (4) 機業業業 本人 (5) (4) 人子 (5) 人名 (5)	2 研究に関する目標を 連放するための指置 (1)研究水準及び研究 の放果等に関する目標を 建成するための指置 [目指すべき研究の方向 件] (計画番号 25)

最終成果	■の策広等論活当のの男庫文、学等を種、和と担よ所定国同緻座との学面さ方論術」有析文が地々のとな度文経を 間回の策 広等論活当のの男庫文、学等を種、和と担よ所成、杂基的研後が、分文をら式化文平性す青茶域を拠とっに庫落・ 母温、 高名、動。歴収記を教験文の提研広点な当り蔵男戦の鍵な究を開文野書開ににに直和をる餌の史実点もた創門 「成得・大通記をとと代集念通政後書合供発品とっ。『具の関後実を研会通報書に結ぐ、関成は「持基主定資験とに、設定に、財政に、財政に、財政に、財政に、財政に、財政、政、政、政、政、政、政、政、政
21年度計画	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
20年度計画	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
19年度計画	(a) (b) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c
18年度計画	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
17年度計画	(6) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1
16年度計画	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
中期計画	28 82 82 82 82 82 82 82 82 82 82 82 82 8

最終成果	はた、 はない、 はない、 はない、 になす。 のを のを のを のを のを のを のを のを のを のを	計画番号 29 [適切な研究者等の配置に関する具体的方策] 体的方策] 中任教員 3 名体制の議成に表す、文章館業務総括後後、大学史資料庭担当(助教後)、公文書館業務総括後後、大学中資料庭担当(助教後)、公文書館(助事・、専門職員)という最小段をつきたよって、基幹となる法人文書整理・公司を法人文書整理・公司を法人文書整理・公司をおして、研究・教育体制を作ることができた。	計画番号 31【研究に必要 な設備等の活用・整備に 関する具体的方策】 法人文書の円滑な文書 館への移管とともに情報 公開システムの整備およ
21年度計画	有の事権権を行う。 一面を下「所本力」に 一面を下で、 一面を下で、 一の本が、 一の本が、 一の大い、 大い、 一の大い、 大い、 大い、 大い、 大い、 大い、 大い、 大い、	(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 するための措置 「適切な研究者等の配置に関する具体的方策」 で、「関する具体的方策」 (中國番号 29、年度実施済み)	【研究に必要な設備等 の活用・整備に関する具体的方法】 (計回番号 31) ① 公文書室担当専任教 員を中心に、関係事務
20年度計画	(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	(2) 研究実施体制等の 整備に関する目標を達成 するための指置 「適切な研究者等の配置 値に関する具体的方策】 (計画番号29) (計画番号29) (計画番号29) (計画番号29) (計画番号29) (計画番号20) (計画番号20) (計画番号20) (計画番号20) (計画番号20) (計画番号20) (計画番号20)	【研究に必要な設備等 の活用・整備に関する具 体的方策】 (計画番号 31) ① 公文書室担当専任教 員を中心に、関係事務
19年度計画	(回) 文書書 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	(2) 研究実施体制等の 動儀に関する目標を達成 するための指置 (確切な研究者等の配置に関する具体的方策) (計画関する具体的方策) (計画番号29) (計画番号29) (対数復1名を合む専任 数員3名体制を整える。	【研究に必要な設備等 の活用・整備に関する具体的方徴】 体的方徴】 (計画番号312 ① 公文書室担当専任教 員を中心に、関係事務
18年度計画		(2) 研究実施体制等の 整備に関する目標を達成 するための指置 (適切な研究者等の配 (面切な研究者等の配 (計画等号2) (計画等号29) (計画等号29) (計画等号29) (計画等号29) (計画等号29) (計画等号20) (計画等	【研究に必要な設備等 の活用・整備に関する具体的方策】 (計画番号312 ① 公文書室担当専任教 員を中心に、関係事務
17年度計画		(2) 研究実施体制等の 整備に関する目標を達成 するための指置 「通切な研究者等の配 間に関する具体的方策】 (計画番号 29) (計画番号 29) (計画番号 29) (計画番号 29) (計画番号 29) (計画番号 20) (計画番号 20)	【研究に必要な設備等 の活用・整備に関する具 体的方策】 (計画番号 31〉 ① 公文書室と大学史 資料室の整備を進め
16年度計画		(2) 研究実施体制等の 事業に関する目標を達成 するための指置 「動切な研究者等の配置 に関する具体的方策」 (計画者号29) (計画者号29) (計一番号29) 実を図るために大学 史資料室・公大学室 にぞれぞれずれ専任教員 を配置する。	【研究に必要な設備等 の活用・整備に関する具体的方案】 体的方案】 《計画番号312 ① 公文書室と大学史 資料室の整備(移動)
中期計画		(2) 研究実施体創業の するための推薦 「関切な研究地等の配置 「関切な研究地等の配置 「関切な研究地等の配置 「関西等与具体的方策」 (計画番号29) (計画番号29) (計画番号29) (計画番号20) (計画を開始、下方島大学 文書館館送茶園の会 自の数員及びそのを のを目ので、方島大学 がないる教司とは、 ののを のがは、 ののを のがは、 ののを のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが	【研究に必要な設備等 の活用・整備に関する具 体的方策】 (計画番号 31) ① 内公文書室と附属図書館内の大学史資料室

			_
最終成果	びこれに伴う公開が実現 した。 その際、個人情報 保護法にも配慮した体制 とすることが出来た。	## 1 ## 1 ## 1 ## 1 ## 1 ## 1 ## 1 ##	計画番号 46【大学・学部
21年度計画	セクションとの連携 を浴め、所蔵登本の磨 種に貼づきオータ 水 種に貼づきオータ 水 一 スを構築し、所蔵 の。また、情報館との選 直携し、電子な選 直携し、電子な選 をで行う(平成 20 年 大きた、きまの 大きた、を実施・継続事 業)。	4. ふための治園 4. なための治園 (1) 社会との連携・国顕 現するための治園 (1) 社会 は かりの連携・国顕 (1) 社会 は かり (1) 社会 は かり (1) は は かり (1) 日間 (1) 国	(3) 附属学校に関する
	セクションとの連携 を淡め、所藤衛科の勝 一 コ に	4 るための福間 4 なための福間 (1) 社会との福間 (1) 社会との組織・ (1) 社会との組織・ (1) 社会との組織・ (1) 社会はないは (1) 社会はない。 (2) 国の中のででは (3) 以同一の日本の本間 (4) 国の中のでは (4) 国の日本の本間 (5) 以同一の日本の本間 (6) 以同一の日本の本に (7) 日本の日本の (7) 日本の日本の (8) 以同一の日本の本に (9) 以同一の日本の本に (9) 以同一の日本の本に (4) は、 (4) は、 (5) は、 (5) は、 (6) は、 (7) は、 (7) は、 (7) は、 (8) は、 (8) は、 (8) は、 (9) は、 (10) 年度に、 (10) 年度に、 (11) 年度に、 (12) 年度に、 (13) 年度に、 (14) 年度に、 (14) 年度に、 (15) 年度に、 (15) 年度に、 (16) 年度に、 (17) 年の日の (17) 年の日の (18) 年度に、 (18) 年度に、 (19) 年度を、 (19) 年度	(3) 附属学校に関する
	セクションとの連携 を淡め、所蔵資料の酵 用に貼んきデータネ ースを構築し、の酵園 最を web 上で、所蔵目 る。また、情報室とも は一様し、電子文書の保 存に着手する。 ② 一部や女庫 の設置等を介する。 の設置等を介す」の創 の設置等を介な声」の創 の設置等を介な方。	4. るための抽機を連成 (1) 社会との指電 (1) 社会との組織、 (1) 社会との組織、 (1) 社会との組織、 (1) 社会との組織、 (1) 社会・ための指標、 (1) 社会・ための指標・ (2) は、 (2) は、 (3) は、 (4)	(3) 附属学校に関する
18年度計画	セクションとの連携 や深め、可藤豪本の最 理に魅力をガータス ースを構築する。	3 その他の回機を 神るための補間 (1) 社会との連携。回 構成するための相間 (1) 社会との連携。回 海域するための相間 (1) 社会の知識 (1) 社会の知識 (2) 国際元本の知識 (2) 国際元本の知識 (2) 国際元本の知識 (2) 国際元本の知識 (3) 国際元本の知識 (4) 国際元本の知識 (4) 国際元本の知識 (5) 国際元本の知識 (5) 国際元本の知識 (6) 国際元本の知識 (7) 国際元本の知識 (7) 国際元本の知識 (8) のの一位の報酬 (9) のの一位の経験で (9) になけるコンテン (7) との大学を図り、成 との方法を図り、成 との方法を図り、成 との方法を図り、成 との方法を図り、成 との方法を図り、成 との方法を図り、成 との方法を図り、成 との方法を図り、成 との方法を図り、成 との方法を図り、成	(3) 附属学校に関する
17年度計画	xº	3 その他の回機を議成 するための措置 (1) 社会との連携、国 連成するための措置 地域 大 4 年 4 年 6 日 海 6 5 日 4 年 4 年 7 日	(3) 附属学校に関する
16年	式書架の設置等) を 進める。 を	4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4	(3) 附属学校に関する
中期計画	の整備(移動以書祭の 受職等)を確める。 (2) 今次書室相出専任教 (3) 今次中学日出専任教 第セヤ・・・・・・・ 関係事 務を祭め、可藤介 (3) の整理に基づきずー をペースを轉換す る。 ストスを轉換す	4 かんの他の田	(3) 附属学校に関する

最終成果	との連携・協力の強化に 関する具体的方策】 階層高等学校にて、「広 高大学の歴史」について 対島大学についての理解 を深化させるととおい 体学率等において具体的 な効果を考察することが できた。	計画番号 61【人事評価システムの機備・活用に関する具体的方案】 大書館業務に対応した独自の個人評価指職の導入により、人事評価の公下に代するとともに、インセン・インセン・インセンティン・カン・カン・カン・インセンティブによる活性化された。	# 画 # 1 を
2 1年度計画	1課を建成するための指 1. 大学・学部との連携・ 3.力の強化に関する具体 5.万余 1. 画場号 46〉 ①所属学校との共同研究事業「強路指導の政 密事業「強路指導の政 潜を大学に関する情報 整た大学に関する情報 整た大学に関する情報 整に関する研究 一 校史教育が高校生の 校史教育が高校生の 校史教育が高校生の を表別した。	・ 被職員の人事の適正 化に関する目標を達成 するための指置 【人事評価システムの整 第・活用に関する具体的 計画番号 61〉 数 同の個人評価を行う で成 19 年度継続事業)。	11 業務運建の改権及び 強成するためにとるべ 幸権電 4 単務等の効率化、由 4 単務等の効率化、由 4 中級等の効率化、 7 ための計画 「年務組織の強電 「年務組織の構画 「年務組織の構画 「中間事場の7 (計画事場67) 保存資料および歴史 及20 年度にも実施 労・経統事業) ② 行政な書の表示を の 1 を の 20 年度にも実施 が、大 を 20 年度にも実施 が、大 を 20 年度にも実施 が、大 を 20 年度にも実施 が、大 を 20 年度にも実施 が、大 が、大 を 20 年度にも実施 が、大 が、大 が、大 が、大 が、大 が、大 が、大 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、
20年度計画	国標を建成するための指 【大学・学術との連続・ 的力強」 (計画書号 46) (計画書号 46)	3 教職員の人事の適正 3 化に関する目標を達成するための措置するための措置 人事評価システムの整備・活用に関する具体的 (備・活用に関する具体的 (分類) (公教員の個人評価を導入 する(平成19年度継続事 美)。	四 乗務値階の改権及び
19年度計画	電標を達成するための計 電 協力の強化に関する具体 的力の強化に関する具体 的力強 (計画 華号 46) (計画 華号 46) 一、数で、関・フィー を支援し、附属学校に を実施し、附属学校に で「広島大学の展型」 を実施し、附属学校に で「広島大学の展型」 を講義する「成品大学の展型」 を講義する「成品大学の展型」 を講義する「成品大学の展型」	3 教職員の人事の適立 化に関する目標を達成するための指置 するための指置 【人事評価システムの整備・活用に関する具体的 方策】 ①教員の個人評価を診 行する(個人評価の基ス 方針、指標については、 平成 18 年度作成済)。	四 集務運建の改権及び 必率化に関する日積を 連成するためにとるべ 幸福電 4 与数等の効率化、口 するための計画 「事務組織の機能・編成 の房面にに関する具体が成 の房面に同関する具体的 力解】 (中面番号 67) (中面番号 67) (保有資料および歴史 文書等を配架する。(平 政 18 年度にも実施 済・継続事業) ② 行政文書の保予・ 政 28・経統事業) ② 行政大書の係本・ を返用・維持する。(平 成 18 年度にも実施 済・総統事業) ③ 行政大書の係本・ を返用・維持する。(平 成 18 年度にも実施 済・総統事業) ③ 行政大書の係素を 容易にするシステム を運用・作者を を運用・作者を を運用・作者を が 18 年度にも実施 済・総統事業) ③ 行政大書の廃業を ③ 行政大書の廃業を ③ 行政大書の廃業を ③ 行政大書の廃業を ③ 行政大書の廃業を ③ 行政大書の廃業を ③ 行政大書の廃業作業
18年度計画	目標を達成するための指置 [大学・学部との連携・ 協力強化に関する具体 的方策] (計画番号46)	3 教職員の人事の適正 化に関する目標を達成 するための措置 【人事評価システムの整備・活用に関する具体的 方策】 《計画番号 61〉	1 業務運建の改権及び 連成する上間する日積を き措置 4 単務等のかにとるへ を指置 個化に関する日標を建成 7名ための計画 「事務組織の措置 「事務組織の構画 「事務組織の構画 (中部組織の構画 (中部組織の構画 (中部組織の構画 (中部組織の構画 (中部組織の構画 (中部組織の構画 (中部組織の構画 (中部組織の (中間番号の) (中間を 一部を 一部を を を を を を を を を を を を を を を を
17年度計画	目標を達成するための指置 置 【大学・学部との連携・ 協力強化に関する具体 的方策】 (計画番号 46)	3 教職員の人事の適正 化に関する目標を達成するための措置するための指置 「人事評価システムの整備・活用に関する具体的 方策」 《計画番号 61〉	□ 集務運售の改権及び 避成するためにとるペ 幸措面 4 母務等の効率化、合 中 最務等の対率化、合 理 4 のの事置 するための計画 「事務組織の機能・編成 の見直しに関する具体的 が開画書与 67 (計画書号 67) (計画書号 67)
16年度計画	目標を達成するための指 置 【大学・学部との連携・ 筋力の強化に関する具体 的方策】 (計画番号 46)	3 教職員の人事の適正 化に関する目標を達成 するための措置 【人事評価システムの整備・活用に関する具体的 方類】 (計画番号 61)	四、集務運建の改成権及 ・ 持備 ・ 持備 ・ 中 ・ 中 ・ 中 ・ 中 ・ 中 ・ 中 ・ 中 ・ 中
中期計画	目標を達成するための指置 【大学・学部との連携・ 協力の強化に関する具体 的方策】 (計画番号 46〉	のを ム県 適選 の体 正成 整的	は

	T		
最終成果		計画番号 74 [由己 本	#國母母 76 【大学情報の
21年度計画	を一元的に行うことで廃棄にともなう事で廃棄にともなう事務を合理化する。(平成20年度にも実施済・総総事業)	NY 曲已点核・軽幅及び 4、1	2 情報公開等の推進に めの措置 人学情報の発極的な公 高具体的方式 (大学情報の発極的な公 会具体的方式 (計画器号 16) (計画器号 16) (注画器号 16)
20年度計画	を一元的に行うこと で廃棄にともなう事 務を合理化する。(平成 19年度にも実施済・継 続事業)	加速数式に係る情報の協力	2 情報公開等の推進に めの措置 【大学情報の積極的な公 為具体的方案】 (中國等 2 (平成 19 年度に も 3 (平成 19 年度に も 4 (平成 19 年度を も 4 (平成 1
19年度計画	を一元的に行うこと で廃棄にともなう事 務を合理化する。(平成 18年度にも実施済・総 続事業)	W 世間 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	2 情報公開等の推進に めの措置 【大学情報の積極的な公 会員 会員 (大学情報の積極的な公 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員
18年度計画	を一元的に行うこと で廃棄にともなう事 務を合理化する。(平成 17年度にも実施済・継 続事業)	IV 自己点体・評価及び 当数状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	2 情報公開等の推進に めの指置 【大学情報の積極的な公 為具体的方策】 (計画器号16) (計画器号16) (計画器号16) (対策が一般が開業が開業が開業が開業を関係を開発が一般が開業を開発が一般にして、一般に対して性限に、大学広数群、広島と大学広数群、広島を開発の表別ので表別ので表別を表別が一般を開出、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には
17年度計画		IV 自己点後・評価及び 当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 るための指置	情報公開等の推進に - 5 回複を達成するた 計画 (特性的力強) - 1 提供的力強] - 1 提供的力強] - 1 提供的力強] - 1 国等分 - 2 日間する。 - 3 素務内容について - 3 業務内容について - 3 素務内容について - 3 表別を現場を - 4 上の - 5 日間で - 5 日間に - 5
16年度計画	ル」を作り、公開する。 る。	IV 自己点体・評価及び 当数状況に係る情報の提 供に関する目標を達成するための治費	2 情報公開等の推進に 20分指置 【大学情報の積極的な公 為具体的方策】 (計画
中期計画	なう事務を合理化する。 する。 1あの合理化・効率 化に資するため記 級の作成に関する マニュアルを作成する。	IV 自己点後・評価及び 当数状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための治官 るための治官	2 情報公開等の推議に めの指置 (大学情報の積種的な公 時期 (大学情報の積種的な公 (計画番号)(15)(15)(15)(15)(15)(15)(15)(15)(15)(15

瀬 井 瀬	16年度計画	17年度計画	18年度計画	19年度計画	20年度計画	2 1 年度計画	最終成果
ド宮担当)。			部門に回答を行う(公文書室担当)。(平成17年度にも実施済・継続事業)	部門に回答を行う(公文書室担当。(平成18年度にも実施済・継続事業)	部門に回答を行う(公 文書室担当)。(平成19 年度にも実施済・継続 事業)	部門に回答を行う(公文書室担当。(平成 20年度にも実施済・継続事業)	区った。 また、個人評価指標を 導入して館員の個人評価 を行うと共に、自己点検 評価の結果と合せて管 理・確営に選元した。これなり、 れたより、維織の活性化 と降阻・通常 組織の活性化

Ⅲ 広島大学文書館事業概要

(平成20年1月31日現在)

1. 概要(平成16年4月1日~平成20年1月31日)

(1) 沿革及び経過

①沿革

年 月 平成 9年 4月 広	できごと
平成 9年 4月 広	
	太島大学創立50周年記念事業委員会設置
平成10年 2月 広	S島大学50年史編集室設置
広	S島大学50年史編さん事業を開始
平成10年 4月 広	太島大学50年史編集専門委員会幹事会が「広島大学文書館設立に関
す	トる覚書」を決定
平成12年 2月 広	太島大学50年史編集専門委員会が「広島大学創立50周年記念館アー
カ	カイブホール(大学資料センター)案」を副学長へ提案
平成13年 1月 情	青報公開法の施行への対応のため評議会内に設置された情報部会が
	「広島大学における情報公開に関する考え方(答申)」を公表したこ
ح	とに対し、広島大学50年史編集専門委員会が恒常的な文書保存機関
0))創設などを含む「情報部会答申に対する提言」を情報部会へ提出
平成13年10月 総	総合科目「広島大学の歴史」を開講
平成13年11月 広	公島大学50年史編集専門委員長が「広島大学創立50周年記念館アー
カ	カイブホール(大学資料センター)設置構想」を学長へ提案
平成14年 4月 森	F戸辰男文書研究会が「森戸辰男関係史料の整備に関する件」を学
長	そへ提言
平成14年 5月 広	は島大学50年史編集専門委員長が「広島大学行政文書の管理体制に
2	ついて(ご報告)」を事務局長へ報告
平成14年 6月 広	な島大学50年史編集専門委員が「広島大学文書館の設置について」
	学長へ提言
│ 平成14年 8月 │文	て書館設置検討会(座長賴祺一)が設けられ「広島大学文書館の設置
l c	工関する答申」を答申
平成15年 1月 広	太島大学評議会が「広島大学文書館構想に基づく」文書館の設置を
決	快定
平成15年 3月 広	公島大学50年史編集室廃止
平成15年 4月 文	文書館設立準備室設置
平成15年10月 文	て書館設立準備企画公開プレ・シンポジウムを開催(中央図書館)
平成16年 3月 文	大書館設立準備室廃止
平成16年 4月 文	大書館設置
平成16年11月 森	· F F F F F F F F F F F F F F F F F F F
文	て書館設立記念シンポジウムを開催(中央図書館)
平成17年 4月 森	A. アース アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイ
平成17年11月 平	^工 和学術文庫設置
平成18年10月 全	全国大学史資料協議会全国大会を開催(中央図書館)
平成19年 3月 広	は島大学50年史編さん事業を完了
平成19年 4月 研	肝究員(11名)・客員研究員(19名)・調査員(7名)を委嘱

②目録の刊行

発刊年月	書 名	発行	頁数	備考
平成17年7月	平岡敬関係文書目録	広島大学平和科学研究セ ンター	115	非売品、IPSHU 研究 報告第 34 号

③紀要・書籍・資料編の編さん・刊行

紀要

発刊年月	書	名	発行	頁数
平成17年3月	広島大学文書館紀要	第7号	広島大学文書館	142
平成18年3月	広島大学文書館紀要	第8号	広島大学文書館	127
平成19年3月	広島大学文書館紀要	第9号	広島大学文書館	90

書籍等

発刊年月	書 名	発 行	頁数	販売価格
平成17年11月	平岡敬平和回想録	広島大学文書館	231	非売品
平成18年7月	広島から世界の平和について考える	㈱現代資料出版	275	2,600円 (税別)
平成18年7月	地方自治とは何か	㈱現代資料出版	384	3,200円 (税別)
平成19年1月	広島大学の歴史	広島大学情報化推進部広報グループ	25	非売品
平成19年3月	広島大学五十年史 通史編	広島大学	883	非売品
平成19年9月	広島大学の五十年	広島大学出版会	482	1,200円(税込)

(2)組織(平成19年4月1日)

①スタッフ・構成

a) スタッフ

館 長 小 池 聖 一(国際協力研究科准教授)

森戸辰男記念文庫長 小 池 聖 一(国際協力研究科准教授) 平和学術文庫長 布 川 弘(総合科学研究科教授)

大学史資料室長 小宮山 道 夫(文書館准教授) 公文書室長 石 田 雅 春(文書館助教)

打 田 典 恵(文書館事務補佐員)

b)組織

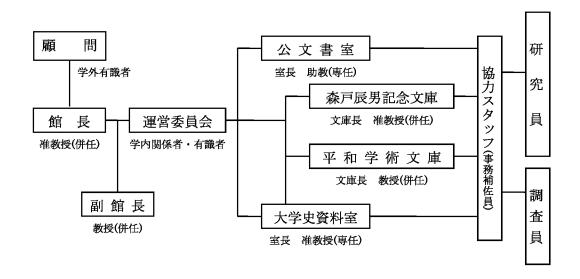
公文書室

公文書室は大学の公的記録類(これまでの行政文書と法人化以降の法人文書)を所蔵し、 一般の利用に供します。

大学史資料室

大学史資料室は森戸辰男関係文書をはじめとする大学関係者の個人資料や、広島大学の沿 革に関する記録、大学史に関わる公刊物等を所蔵し、一般の利用に供します。

【組織図】



②顧問 (五十音順)

伊藤隆(東京大学名誉教授)

大 濱 徹 也(北海学園大学教授・筑波大学名誉教授・国立公文書館特別参与)

金 井 宏一郎 (株式会社中国放送代表取締役社長)

竹 下 虎之助 (前広島県知事)

戸 高 一 成(呉海事歴史科学館長)

平 岡 敬(前広島市長)

森 戸 富仁子 (元文相·初代広島大学長森戸辰男夫人)

③運営委員会

委員長

小 池 聖 一(文書館長、文書館規則第15条1項1号委員)

委 員

大 瀧 慈 (文書館副館長、原爆放射線医科学研究所教授、同規則第15条1項2号委員)

細 戸 康 治 (図書館部長、同規則第15条1項3号委員)

日向野 隆 司 (総務部長、同規則第15条1項4号委員)

小宮山 道 夫(文書館准教授、同規則第15条1項5号委員)

布 川 弘 (大学院総合科学研究科教授、同規則第15条1項6号委員)

曾 田 三 郎 (大学院文学研究科教授、同規則第15条1項6号委員)

松 尾 雅 嗣 (平和科学研究センター長・教授、同規則第15条1項6号委員)

石 田 雅 春(文書館助教、同規則第15条1項6号委員)

④研究員

勝 部 眞 人 (広島大学文学研究科教授)

金 田 晋(広島大学監事)

川 野 徳 幸 (原医研国際放射線情報センター助教)

坂 根 嘉 弘(広島大学社会科学研究科教授)

下 田 修 二 (広島大学学長室専門員)

塚 本 俊 明(広島大学地域連携センター教授)

中 山 富 廣(広島大学文学研究科教授)

布 川 弘 (広島大学総合科学研究科教授~

宮 脇 克 也(広島大学学長室専門員)

森 邊 成 一 (広島大学社会科学研究科教授)

山 田 浩 之(広島大学教育学研究科准教授)

⑤客員研究員

阿 部 武 司 (大阪大学経済学研究科教授)

岩壁 義光(宮内庁書陵部)

折 田 悦 郎 (九州大学人文科学研究院教授)

貝 塚 茂 樹(武蔵野女子大学文学部教授)

菅 真 城 (大阪大学文書館設置準備室講師)

小 山 清 (元広島大学附属高等学校副校長・百年史編纂室長)

定 兼 学(岡山県記録資料館職員)

柴 田 紳 一(國學院大學日本文化研究所准教授)

新 谷 恭 明(九州大学人間環境学研究院教育学部門教授)

季 武 嘉 也(創価大学文学部人文学科教授)

中 生 勝 美(桜美林大学教授)

中野目 徹(筑波大学人文文化学群人文学類准教授)

中 見 立 夫 (東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所教授)

西 山 伸(京都大学文書館准教授)

橋 本 昭 彦 (国立教育政策研究所教育政策・評価研究部 総括研究官)

羽 田 貴 史(東北大学教育学研究科教授)

檜 山 幸 夫(中京大学法学部教授)

福 永 文 夫 (獨協大学法学部教授)

船 寄 俊 雄(神戸大学人間発達環境学研究科教授)

村 上 須賀子(県立広島大学保健福祉学部教授)

渡 辺 一 弘 (八戸短期大学幼児保育学科准教授)

⑥調査員

鳥 田 直 哉 (一宮女子短期大学講師)

官 田 光 史 (九州大学院生)

小 林 信 介(金沢大学講師)

白 石 烈(中央大学院生)

瀬 畑 源(一橋大学院生)

谷 整 二 (元広島県原爆被害者団体協議会理事)

新 名 一 仁 (鹿児島大学非常勤講師)

⑦協力スタッフ

齋 藤 拓 海 (大学院文学研究科博士課程後期・日本史)

酒 井 真(文書館事務補佐員)

下向井 紀 彦 (大学院文学研究科博士課程後期・日本史)

高 木 泰 伸 (大学院文学研究科博士課程後期・日本史)

徳 毛 敦 洋 (大学院文学研究科博士課程前期・日本史)

西 本 佳 代(大学院教育学研究科博士課程前期·教育社会学)

前 濱 毅 (大学院文学研究科博士課程前期・日本史)

(3) 文書館運営・予算

予算配分表 (千円)

年 度	当初配分1)	決算配分2)	追加配分3)	計
平成16 (2004)	9, 720	_	576	10, 296
平成17(2005)	9, 603	3, 689	4, 280	17, 572
平成18(2006)	9, 459	2, 909	1, 347	13, 715
平成19(2007)	9, 319	3, 433	3, 000	15, 752

- 1) 当初配分は基盤研究費(専任教員の研究費)を除く。
- 2) 決算配分は前年度の繰越が認められた予算の配分を表す。
- 3) 追加配分は学長裁量経費(研究)および同(管理)、特別教育研究経費(設備)、事業経費(新規事業・設備)、公開講座実施経費等の合計額を表す。

寄付金一覧

年	度	寄 付 者	助 成 対 象	金額(円)
平成 16	(2004)	松下教育研究財団	森戸辰男文書の整備および教育・研究	1,800,000
平成 19	(2007)	三菱財団	平成 19 年度学術研究助成金「被爆地広島 の復興過程における新聞人と報道に関す る調査研究」	2, 000, 000
平成 19	(2007)	梶山美那江(個人)	梶山季之文庫の整備および教育・研究	10, 000, 000

(4) 施設・設備

文書館は教育学研究科 G 棟 1 階の全学共有化にともない同 G 棟内 591 ㎡の使用を認められ設置された。ただし平成 16 年度中については 591 ㎡のうち 40 ㎡を学術室に貸与することが条件となったため、551 ㎡で発足することとなった。

①面積

施設面積の推移

年 度	総面積	増減	備考
平成16 (2004)	551 m²	_	
平成17(2005)	631 m²	+80 m²	貸与施設 40 mmの返却、平和学術文庫創
			設にともなう追加配分
平成19(2007)	671 m²	+40 m²	大学史資料室整備にともなう追加配分

②施設

施設使用状況 (現況 671 m²の内訳)

区 分	面積	仕 様 等
閲覧室	40 m²	6 席、事務室を兼ねる
館長室	40 m²	会議室、教室を兼ねる、書架延長 75.6m
公文書室	40 m²	書架延長 107.1m
公文書室書庫	80 m²	書架延長 960.3m(集密 864.0m、固定 96.3m)
大学史資料室	40 m²	書架延長 69.3m
大学史資料室書庫群	76 m²	書架延長 695.6m(集密 254.8m、固定 415.0m)
貴重資料室	6 m²	美術品収蔵可
マイクロ室	15 m²	マイクロフィルムを含む画像・映像資料を収蔵、
		書架延長 23.4m
森戸辰男記念文庫	39 m²	書架延長 132.3m
平和学術文庫	53 m²	書架延長 224.1m(集密 129.6、固定 94.5m)
梶山季之文庫	42 m²	平成 20 年 4 月開設予定、現書架延長 176.4m
廊下	1 47 m²	書架を設置、書架延長 69.3m
トイレ	36 m²	男子個室2室、女子個室3室
洗面	7 m²	
スイッチボックス	4 m²	
倉庫	6 m²	

③収容能力

書架延長の推移

(単位: m)

年 度	既設書架延長	増加書架延長	総計
平成16(2004)	1257. 9		1257. 9
平成17(2005)	1257. 9	108.9	1366. 8
平成18(2006)	1366. 8	519. 6	1886. 4
平成19(2007)	1886. 4	646. 5	2532. 9

④施設整備

書架

書架名・規格等	施工年度	見積額(円)	納入額(円)	受注・受注率
固定書架(6 連単式複柱)公文書	平成 16 年	965, 650	424, 637	A社•44.0%
室ほか				
固定書架(6 連単式複柱)事務室	同上	997, 500	430,000	A社・43.1%
兼閲覧室ほか				
固定書架(6連単式複柱)館長室	平成 17 年	250, 000	203, 760	B社・81.5%
丸ハンドル手動式移動書架(7	同上	2, 750, 600	1,890,000	В社∙68.7%
連6段可動複式)平和学術文庫				
手動式移動書架(1 連 6 段可動	平成 18 年	1,041,810	882,000	B社・84.7%
複式)				
固定書架(7連6/7段単式)廊下	同上	518, 280	435, 750	B社•84.1%
固定書架(8連6/7段単式)廊下	同上	545, 475	462,000	B社·84.7%
手動式移動書架(1 連 6 段可動	平成 19 年	2, 279, 877	2, 037, 000	B社・89.3%
複式)廊下など				
丸ハンドル手動式移動書架(5	同上	3, 799, 530	2, 999, 850	B社•79.0%
連 6 段可動複式)公文書室書庫				
増設				

書庫環境整備

	整備内容等	施工年度	納入額(円)
	外窓 UV 遮断フィルム工事		799, 890
	紫外線吸収膜付蛍光灯	平成 16 年	26, 250
	紫外線吸収膜蛍光灯カバー		34, 640
UV対策	紫外線吸収膜付蛍光灯	平成 17 年	40, 950
	紫外線吸収膜付蛍光灯	平成 18 年	51, 250
	外窓 UV 遮断フィルム工事	平成 19 年	151, 200
	紫外線吸収膜付蛍光灯	一	24, 625
防犯対策	入退室管理システム設置	平成 16 年	472, 500
	加湿器		95, 600
	サーキュレーター	平成 16 年	26, 040
	温湿度計		34, 016
	温湿度計		68, 712
 調湿対策	大学史資料室書庫空調機更新		399, 210
阴似水	貴重書庫調湿内装補修工事	平成 18 年	1, 050, 000
	貴重書庫空調機更新		93, 450
	貴重書庫加湿器		12, 500
	サーキュレーター	平成 19 年	17, 100
	温湿度計	子/ / / 19 平	12, 500

銘板設置

銘 (規格)	施工年度	見積額(円)		施工
亚(从14) ————————————————————————————————————	旭工十茂	C社	B社	施工.
広島大学文書館(銅 箱板金 W250×H900)	平成 16 年	262, 500	_	
森戸辰男記念文庫 (ブロンズ鋳物 W200 ×H700mm)	同上	247, 000	_	
平和学術文庫(ブロンズ 鋳物 W200× H700mm)	平成 17 年	273, 000	82, 000	これ以降銘板発注に はB社を採用

2. 事業報告(平成16年4月1日~平成20年1月31日)

(1) 収集

①法人文書

a)文書館設置以前

年 度	移管原局	移管点数	
平成10(1998)	総務部(改革移転関係)	544点	
平成10(1998)	総務部 (総務関係)	730点	
平成13 (2001)	学生部	2,192点	
平成13(2001)	教育学部	299点	
平成13(2001)	理学部	164点	
平成13(2001)	総合科学部	37点	
	計		

B)文書館設置以後

年度	本部事務局	部 局	計
平成16(2004)	0	99点	99点
平成17(2005)	266点	682点	948点
平成18(2006)	1,400点	222点	1,622点
計	1,666点	1,003点	2,669点

②個人文書

a)文書館設置以前

文 書 名	数量	備考
広島大学25年史編集室旧蔵資料	1,572点	
武田章旧蔵資料	1,010点	
桜井役関係文書	103点	
鳴海元関係文書	69点	
小尾郊一関係文書	1, 998点	
鈴木兵二関係文書	216点	
高崎禎夫関係文書	1, 105点	
柿谷悟関係文書	24点	(借用)
中村亨関係文書	102点	
久保良敏関係文書	625点	
旧中文研究室所蔵関係文書	14点	
古浦敏生関係文書	33点	
関正夫関係文書	2,110点	
	広島大学25年史編集室旧蔵資料 武田章旧蔵資料 桜井役関係文書 鳴海元関係文書 小尾郊一関係文書 鈴木兵二関係文書 高崎禎夫関係文書 市谷悟関係文書 中村亨関係文書 人保良敏関係文書 旧中文研究室所蔵関係文書 古浦敏生関係文書	広島大学25年史編集室旧蔵資料 1,572点 1,010点 1,010点 2,010点

平成13 (2001)	八木操関係文書	7点	
	総合科学部20年史関係資料	98点	下記、式部久関係
			文書と山本正男
			関係文書と関連
	式部久関係文書	445点	
	山本正男関係文書	197点	
	盛生倫夫関係文書	1,087点	
	北西允関係文書(大学人の会関	401点	
	係文書)		
平成14(2002)	青野春水関係文書	3,777点	(寄託)
平成15(2003)	理学部植物学教室旧蔵資料	2点	
	岡本敏一関係文書	5,603点	平成17年に追加
	旧制広島高等学校関係資料	1,675点	
	新井嘉之作関係文書	512点	
	楠戸一彦関係文書(体育学部創	1,343点	
	設準備室関係文書)		

b)文書館設置以後

年 度	文 書 名	数量	備考
平成16(2004)	森戸辰男関係文書	22, 522点	(移管)
	平岡敬関係文書	888点	(委託)
	大牟田稔関係文書	約20,000点	平成17年に追加
	賴祺一関係文書	2,227点	
	旧制広島高等学校関係資料(2期)	445点	
平成17(2005)	中増享関係文書	77点	
	金井利博関係文書	215点	
	広島大学教職員組合関係文書	約1,000点	
	佐久間澄関係文書	1,159点	
	松江澄関係文書	約50点	
	原田康夫関係文書	約2,500点	
	福尾猛市郎関係文書	約30点	
	間田泰弘関係文書	約200点	
	栗屋敏信関係文書	約50点	
	内海紀雄関係文書	約20点	受け入れを継続中
	旧制広島高等学校関係資料(3期)	210点	
平成18 (2006)	今中比呂志関係文書	1,449点	
	羽田貴史関係文書	約80点	
	沖原豊関係文書	約6,500点	
	高橋敏二郎・敏雄関係文書	約70点	

	竹下虎之助関係文書	266点	
	山代巴関係文書	2,970点	(寄託)
	久保亘関係文書	1,252点	受け入れを継続中
	蔵田勝成関係文書	約500点	
	旧大教センター教員関係資料	約300点	(移管)
	飯島宗一関係文書	2,074点	(移管)
	頼実正弘関係文書	約300点	(移管)
	三好稔関係文書	約200点	(移管)
	徳毛宜策関係文書	497点	(寄託)
平成19(2007)	楠忠之関係文書	約40点	
	椿康和関係文書	161点	
	山代巴関係文書(第2・3期)	283点	(寄託)
	牟田泰三関係文書	約200点	
	西村博関係文書	約2,000点	
	皇至道関係文書	50点	
	田辺良平関係文書	19点	
	梶山季之関係文書	約5,000点	受け入れを継続中

(2)整理・公開

①法人文書

a)文書館設置以前

移管年度	移管原局	仮目録	本目録	一般公開
平成10(1998)	総務部(改革移転関係)	0	0	0
平成10(1998)	総務部 (総務関係)	0	Δ	Δ
平成13 (2001)	学生部	0	0	Δ
平成13 (2001)	教育学部	0	0	Δ
平成13 (2001)	理学部	0	0	Δ
平成13(2001)	総合科学部	0	0	Δ

※○は完了、△は作業中または一部完了を示す。

b)文書館設置以後

移管年度	仮目録	本目録	一般公開
平成16(2004)	0	Δ	×
平成17(2005)	0	Δ	×
平成18(2006)	Δ	×	×

※○は完了、△は作業中または一部完了、×は未完了を示す。

②個人文書

個人文書(詳細は「1. 収集」の「(2) 個人文書」を参照) は後述の整理中の文書群を除

き原則公開している。ただし文書群によっては閲覧請求の際には随時非開示情報の有無を審査 する手続きを必要とする場合がある。なお、冊子体の目録を閲覧室に完備している以下の文書 群については審査を要さない。

○広島大学 25 年史関係資料、○森戸辰男関係文書、○旧制広島高等学校資料、○平岡 敬関係文書

整理中のため未公開である文書群は以下のとおり

○大牟田稔関係文書 ○松江澄関係文書 ○佐久間澄関係文書 ○今中比呂志関係文書 ○山代巴関係文書 ○徳毛宜策関係文書 ○三好稔関係文書 ○飯島宗一関係文書 ○頼実正弘関係文書 ○沖原豊関係文書 ○原田康夫関係文書 ○牟田泰三関係文書 ○椿康和関係文書 ○中増享関係文書 ○羽田貴史関係文書

(3)利用

①利用証発行状況

年 度	発行枚数
平成16年	9 0
平成17年	6 5
平成18年	6 2
平成19年	100

②文書の出納状況

(点)

年度/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成16年	6	6	8	5	6	33	0	0	0	29	2	59	154
平成17年	6	22	3	29	2	49	0	14	4	42	0	0	171
平成18年	0	0	0	43	14	3	104	24	18	7	37	2	252
平成19年	42	25	35	10	0	12	93	63		_	_	_	280

(4) 啓発・普及

①展示の実施状況

名 称	期間	種別	会場	入場者数
旧制広島高等学校創立80年記念「広	H15 10 1∼19	記念展	広島市立中央	不詳
高26年の歴史」展	1115:10: 1	HUNDAX	図書館ロビー	I HT
総合科学部創立30周年記念「旧制広 島高等学校の26年 - 総合科学部の	H16. 6. 4∼10	記念展	総合科学部	400名
源流一」展		,,_,_,	400 ET 11 3 EP	-
オープンキャンパス特別企画「初代 学長森戸辰男展」	H16.7.26∼8.6	企画展	法人本部4F 会議室	250名
総合科学部創立30周年記念同窓会 総会特別展示「総合科学部の誕生」	H16. 8. 8	記念展	メルパルク 広島	不詳

オープンキャンパス特別展示「初代 学長森戸辰男展」	H17.	8. 4~31	企画展	法人本部4F会 議室	400名
特別展示「金井学校の二人展~平岡 敬と大牟田稔~」	H17.	9. 12~22	企画展	中央図書館	不詳
名誉教授の会特別展示「『広島大学 の理念』 5 原則の源流」	H17.	11. 4	企画展	学士会館2Fラ ウンジ	不詳
原爆放射線医科学研究所国際放射線情報 センター・文書館・平和科学研究センタ ー共同研究事業「原爆被ばく資料展」	H18.	7.24開設	常設展	原爆放射線医 科学研究所 展示室	不詳
オープンキャンパス特別企画「初代 学長森戸辰男展」	H18.	8. 3~4	企画展	法人本部4F 会議室	748名
杉谷冨代オブジェ「あの日」受贈式 特別展示「杉谷冨代オブジェ「あの 日」展示」		5.14	企画展	学士会館1F ロビー	約60名
資料展(梶山季之没後33年記念事業) 「梶山季之の作品と人間像」	H19.	6. 1~14	記念展	日本銀行旧 広島支店	4,611名
オープンキャンパス特別企画「初代学長森戸辰男展」			企画展	法人本部4F 会議室	433名
オープンキャンパス特別企画「杉谷 冨代オブジェ「あの日」展示」			企画展	法人本部2階 ロビー	不詳
企画展示「梶山季之資料展―君は梶 山季之を知っているか―」	H19.1	11. 1~14	企画展	中央図書館 (地域交流プラザ)	のべ1,356名 記帳者344名
ふくやま文学館主催「山代巴展」	Н19.∶ ∼Н2	12.14 0. 3. 9	共催	ふくやま 文学館	現在会期中

②授業の実施状況

a)総合科目「広島大学の歴史」

年 度	受講者数	単位取得者数	備考	
平成13(2001)	41 名	28 名	50年史編集室主催	
平成14(2002)	30 名	16 名		
平成15(2003)	104 名	74 名		
平成16(2004)	104名	69 名	文書館主催	
平成17(2005)	90名	49 名		
平成18 (2006)	120名	78名		
平成19(2007)	120名	85 名		

b)総合科目「広島大学のスペシャリスト」

年 度	受講者数	単位取得者数
平成19(2007)	45 名	33 名

③講演会・シンポジウム・公開講座の実施状況

行 事	期間	テーマ・概要	会場	参加者数
シンポジウム	H15.10. 4	文書館設立準備企画公開プレ・シンポジウム「大	中央図書館ライ	39名
		学・編纂・文書館」	ブラリー・ホール	
シンポジウム	H16.11. 7	広島大学文書館設立記念シンポジウム「文書館に	中央図書館ライ	39名
		おける学問と社会的役割」	ブラリー・ホール	
公開講座	H17.9.12~15	広島大学文書館主催公開講座「広島から世界の平	呉市海事歴史科	115名
		和について考える」	学館 (大和ミュ ージアム)、中央	
			図書館ライブラ	
			リー・ホール、 広仁会館	
公開講座	H17年度 後期	広島大学文書館主催公開講座「我が家の近代史」		7名
シンポジウム	H18. 7.24	共同研究事業記念シンポジウム「核被害をなくす	広仁会館	約150名
		ため、広島は何ができるか」		
公開講座	H18年度 後期	広島大学文書館主催公開講座「我が家の近代史」	文書館	7名
公開講座	H19年度 後期	広島大学文書館主催公開講座「我が家の近代史」	文書館	8名

④報道実績

- a) 新聞報道 (○印の記事については当該誌面を後掲)
 - 平成15年4月1日

広島大に文書館 来春開設へ準備室発足(中国)

○平成 15 年 9 月 30 日

丹下・近藤・阿川氏も 卒業生4800人 旧制広島高80年記念展 あすから広島中央図書館 広島大文書館設立準備室や総合科学部 共催 (中国)

・平成 15 年 10 月 4 日

広島大文書館 シンポでPR きょう東広島 (中国)

· 平成 16 年 10 月 29 日

広島大文書館設立記念シンポジウム「文書館における学問と社会的役割」 中央図書館 ライブラリー・ホール (毎日)

· 平成 17 年 8 月 12 日

呉市海事館長や前広島市長ら講師 戦争と平和を考察 広島大が公開講座 (中国)

· 平成 17 年 9 月 5 日

一里7銭5厘の人力車で78里走るといくら? 明治の小学校 授業知 る資料 熊野の民家 答案や教科書100点 広島大文書館非常勤調査 員の石田さん(中国)

○平成17年9月20日

「金井学校の二人展」に思う(中国)

・平成17年10月26日

「平和文庫」創設へ 広島大文書館 来春公開目指す 本紙元3記者の資料収蔵(中国)

・平成18年2月5日

日曜エッセー 広島大文書館長 小池聖一 人と地域を結ぶ知の拠点(中国)

· 平成 18 年 7 月 25 日

平和の蓄積平和に生かそう 核廃絶テーマ 広大でシンポ (中国)

· 平成 18 年 7 月 30 日

この人にQ 平和構築にどう取り組みますか 広島大平和担当副学長谷口雅樹さん (中国)

○平成18年8月6日

書評『広島から世界の平和について考える』 (中国)

· 平成 18 年 8 月 25 日

地方自治一筋に半世紀 竹下前広島知事が回顧録(中国・総合)

○平成 18 年 9 月 7 日

竹下元知事が回顧録 「地方自治とは何か」を刊行 送水トンネル建設の 経緯も(朝日)

· 平成 18 年 10 月 11 日

全国大学史資料協議会記念講演 広島大の小池聖一文書館長が「大学文書館における 個人文書の位相」と題し講演(中国)

· 平成 19 年 5 月 15 日

被爆材で作品 広島大に寄贈 佐伯区の杉谷さん(中国)

・平成 19 年 5 月 21 日

素顔の梶山季之像探る 33 回忌を記念中区でシンポ 藤本義一さんら回 想 (中国)

• 平成 19 年 6 月 1 日

梶山季之没後 33 年シンポ 権力に対抗 物語性豊か 作家仲間らた素顔 を語る(中国)

○平成19年6月2日

梶山季之実像に迫る 広島 33 回忌記念展が開幕(中国)

〇平成 19 年 6 月 13 日

梶山季之足跡生き生き 草稿・取材ノート・日記・・・・ 夫人、広島大へ寄贈へ(中国)

· 平成 19 年 6 月 20 日

作家梶山季之さん遺品を広島大に寄贈(日刊スポーツ)

• 平成 19 年 6 月 20 日

記者手帳 梶山文学の再発見に期待(中国)

· 平成 19 年 6 月 21 日

母校広島大に梶山資料寄贈 妻美那江さん(中国)

· 平成 19 年 6 月 25 日

ひと・とき 梶山季之の文学資料を寄贈した妻 梶山美那江さん

· 平成 19 年 8 月 27 日

広大文書館の資料閲覧体制整える 広島大文書館館長・小池聖一さん「使 命感をもって取り組んでいきたい」(読売)

〇平成 19 年 8 月 7 日

憲法の孫たち:60年の時を超えて3 走り続けた父の面影(毎日)

○平成 19 年 10 月 30 日

梶山季之人生にじむ 母校広島大で資料展 草稿、手紙など 200 点 同大 文書館の小宮山道夫准教授「高度成長時代を全力で駆け抜けた作家の人生 に触れてほしい」(中国)

· 平成 19 年 11 月 2 日

小説家・梶山季之しのぶ約200点 母校・広大で初の資料展(朝日)

・平成 19年11月6日

地域ニュース 梶山季之しのぶ資料 150 点 (中国)

· 平成 19 年 11 月 8 日

梶山季之の書斎を再現 東広島で資料展(中国)

○平成19年12月8日

故山代巴幻の「敗者の遺産」 「府中市出身作家 広島大文書館が草稿確認(中国)

b) テレビ報道

· 平成 18 年 7 月 24 日

広島大学共同研究事業 記念シンポで「核」を議論(TSS スーパーニュース)

· 平成 19 年 6 月 8 日

広島ゆかりの作家 梶山季之 没後33年で展示会(RCC地域ニュース)

・平成19年6月20日

梶山季之の資料を広島大学に寄贈(RCC地域ニュース)

c)テレビ番組

· 平成 19 年 2 月 10 日放送

「焼け跡から生まれた憲法草案」 (NHK「ETV 特集」)

· 平成 19 年 4 月 29 日放送

「日本国憲法 誕生」(NHK「NHK スペシャル」)

d) ラジオ報道

• 平成 17 年 8 月 1 日

平成17年度広島大学公開講座「広島から世界の平和について考える」(RCC 中国放送 「本名正憲のきょうもゴゴイチ」ゴゴイチ掲示板)

・平成 17 年 10 月 18 日

44 年前の音声テープ発見 (RCC 中国放送)

平成 15年 9月30日(火) 中国新聞(25面)

川氏も…卒業生\

旧制広島高の創立八十年を ・を贈る。

催、同大所蔵の資料を初めて 設立準備室や総合科学部も共 の流れを継ぐ広島大の文書館 市立中央図書館である。同高 記念する展示会が十月一日か ら十九日まで、広島市中区の 般公開する。 初公開は広島高の校印、教 カップ、寮歌集なども並べ、 旧制高校最後のインターハイ に贈った日の丸の寄せ書き、 特設。第二次大戦の出陣学徒 阿川弘之の三氏のコーナーを 功労者の丹下健三、近藤芳美、 のサッカーで優勝したときの このほか、同高出身の文化

望すればその部分だけコピー 閉じたまま展示し、本人が希 録と成績表など。個人情報は 官の履歴書のつづり、生徒記 され、翌年春に第一回入学式 を挙行。戦後の学制改革で広 約二百点となる。 広島高は一九二三年に設置

あすから広島中央図書館



チェックする広島大文書館設立準備室の職員旧制広島高の創立80年記念展を控え、資料を

島大に包括され、一九五〇年 企画した。 島大に包括され、一九五〇年 企画した。 島大に包括され、一九五〇年 企画した。 周、四千八百人の卒業生を輩 制高校の三年間は、人生や国 間、四千八百人の卒業生を輩 制高校の三年間は、人生や国 展示会は創立六十年の一九 り合った。多感な時代のこう 八三年以後、同窓会が五年ご した経験は、後で大きなプラ とに開いてきた。広島大に スになったと思う。今の教育 来春、同大関連資料の整理 に失われたものをくみ取って や公開を担当する文書館が ほしい」と話す。 オープンするのを機に、同 十二日には南区の広島大付 窓会関係の資料を所蔵する 属高の旧同高講堂で記念大会 市立図書館などと展示会を をする。

ると知り、会場を訪ねた。 聞の先輩記者三人の足跡を 積極的にかかわった中国新 書館で、原爆・平和報道に にどる企画展が開かれてい 東広島市の広島大中央図 「金井学校の二人展―平

爆と向き合った先輩たちの 約八十点の資料を丹念にた た取材ノートや校正中の原 まりとした会場に展示され 岡敬と大牟田稔」。こだん 学芸部長などを務めた 「志」の高さを思った。 しりながら、あらためて原 寄せられた追悼文…。

特別編集委員

田城 HH

年の日韓基本条約締結後に 長、前広島市長) は、六五

長)もその前年、占領下に

島平和文化センター理事

りも早く取材し、紙面で紹 あった沖縄の被爆者を誰よ

した。

(一九]七年-、

、元編集層

①一年、元論説主幹、

元

いち早く韓国へ渡り、在韓 被爆者の窮状に光を当て

大牟田(一九三〇—二〇

六〇年代に入り、ヒロシ

解」のメッセージを核保 被害の実態と「平和と和 来への伝言」であり、原爆

有国などの人々に伝える

広島世界平和ミッション

である。

学校の二人展 に思

年の第九回原水爆禁止世界

土」と称されている。六三

大会がイデオロギー対立な

どで分裂した翌年、広島・

の「ヒロシマ・ノート」で 幹)は、作家大江健三郎著

生真面目な維新の下級武

九一四一七四年、元論説主

「塾長格」の金并利博(一



「金井学校の二人展」を見る市民ら。 左側が大牟田氏、右側が平岡氏 展示のポートレートは

については報道できたが、

ド(報道統制)が敷かれた。

廃虚から復興する様子など

左側が大牟田氏、 かった。 などについては掲載できな 放射線による人体への影響

は、五二年に日本が主権を 原爆報道が増えていくの む被爆者の生きざまや政府 回復してのことである。 に援護策を求める記事など さまざまな後障害に苦し 材に基づくものが同時に展 ィールドにした「海外」取 の延長にある。 被爆地の足元を掘り下げる 「原点」取材と、世界をフ 最近の原爆・平和報道は

持つ意味を真摯に問い続け

「ヒロシマ・ナガサキ」の

ジャーナリストとして

た金井に影響を受けた平岡

運動を提唱した。

賈任で明らかにし、 世界に 長崎の被害の全体像を国の

伝えようと、原爆被災白書

ろう。 国軍の占領下でプレスコー ばい。紙不足のうえ、連合 けられてきた。だが、敗戦 った先輩記者らによって続 報道は、それまでも生き残 直後は生きることに精いっ むろん、中国新聞の原爆 聞のその後の原爆・平和報 した人間的悲惨を見つめる 道の多くは、原爆がもたら はこう問いかけた。中国新 知られたか」。当時、金井 れたか。人間的悲惨として

世界各地のヒバクシャの実 してきた。 とみなす「核権力」を告発 して展開し、原水爆を威力 情を紹介したのもその営み ン弾による被害を含めて、 「ヒロシマ記者」の目を通 核の平和利用や劣化ウラ

姿勢の底流にあったからだ れはうかがえる。 だろう。展示資料からもそ は、六〇年代半ばといえる ての屋台骨をつくったの 中に位置づけ「思想」とし かし、被爆体験を人類史の 「原爆は威力として知ら

に「被害の全体像に迫ろう」 白書運動に象徴されるよう 心の強さだけでなく、被災 たのは、単に記者個人の関 との意気込みが、社の報道 マ取材が広がりを持ち始め

> えば、「継承」をテーマに 要な被爆六十周年報道でい 開されるケースが多い。

した「ヒロシマを聞く

未

す原爆 增 巫 報 •

一十二日まで 金井学校の 一人展」は、 (敬称略)

いかねばならない。

う「志」を持つ政治家が日 界に伝え、警告しようとい 進む。「人間的悲惨」を世 する国は増え、被爆国日本 う。が、現実は金井が問い 深みをも見せてきたと思 と、ふそんを承知で言えば 牟田らが私たち後輩記者に からこそ、金井や平岡、大 る。だが、こういう時代だ 本に何人いるだろうか…。 での体験の風化は限りなく の原爆・平和報道は広がり 託したその精神を継承して 困難なときを迎えそうであ かけた危険な核権力に依存 時代とともに、中国新聞 原爆・平和報道は一段と

-167

『広島から世界の平和について考える』 広島大学文書館編

けないと考えます と医療の言葉で読み解いて、それ 的、精神的な苦痛や障害を、科学 を新たに世界に発信しなくてはい 執筆者の一人、神谷研二氏のこ 一被爆者の皆さんが受けた身体

究センターの三機関が、平和科学 民衆、国家、国際社会、いずれの 推進事業の発足を記念して共同執 放射線医科学研究所、平和科学研 か、本書は読者に熟考を促すよう の言葉の意味は重い。平和とは、 た昨年、広島大学の文書館、原爆 に語りかける。戦後六十年を迎え 「目的」のために構築されるもの したことの意味は大きい。

ん引されることにもなりかねな ように、被爆を経験したヒロシマ 時として一国ナショナリズムにけ ・ナガサキの核を論じることは、

ようと、自国と国際社会のジレン る。ヒロシマの経験を国際政治や 義か、安全保障主義か、いずれかの 国内政治、いずれの立場から論じ うさは、小池聖一氏が取り上げた 返ってうかがい知ることができ マにがんじがらめになり、平和主 森戸辰男の人生とその思想を振り 普遍性」から提起されることの危 踏み絵」を迫られる可能性があ しかし、この議論が「平和のもつ

> 広島から世界の平和について考える

被爆体験が示 す道筋

の非人道性をヒロシマの視点から うとする試みから、そしてカザフ の忌まわしき経験を未来に生かそ スタン・セミパラチンスク核実験 批判しようとする川野徳幸氏の問

前広島市長平岡敬氏が指摘する

る。

よう。そのことは今の広島大学が ることの正統性を明らかにしてい の経験を、被爆者の視点から論じ て認定されたことを通じて、過去 地域の三次被爆医療機関」とし そこで本書はヒロシマの「固有

現代史料出版・2730円

ができる。 題意識から、ともに読みとること

通じてこそ、強調できよう。 ら、それを運用する個人の良心に 術や戦術の問題性は通俗的なが こそある。このことは本書のよう に文理融合型の研究や啓蒙活動を 原爆や戦艦大和を生み出した技

となく、被爆者個人が経験した事 るだろう。 もつ道筋を開拓することにつなが てこそ、未来の人類社会に意味を 実を世界に訴えかけることによっ といった時代の風潮に流されるこ 学」。それは国内政治や国際主義 ヒロシマが生み出した「平和

ジア地域研究センター副センター <貴志俊彦・島根県立大学北東ア

13版▲ 2006年(平成18年)9月7日 広1

木曜日

享月

元

地

方自治とは何

か」を刊

行

送水トンネル建設 の経緯

も

率直な発言が収められて 市の関係などについての 治とは何か」が刊行され た。歴代知事や首相経験 体験を、聞き書きの形で 者との思い出、県と広島 まとめた回顧録 (82)の40年以上にわたる ·県社会福祉協議会長 一地方自

元県知事の竹下虎之助 卒業後、島根県庁に入 建設の経緯についても触 島ー呉間の送水トンネル 身。47年、京都帝大を れている。 な断水を引き起こした広 いる。先月下旬に大規模 竹下さんは島根県出

格。その後、香川県財政 り、高等文官試験に合

極的だったと振り返る。 ろ(47~55年、59~67 との合併や、バラック 年)、同市は周辺の町村 氏が広島市長を務めたこ の並ぶ街の再開発に消 回顧録では、 、浜井信三

8年から3期、知事を務 課長などを経て、60年か る。 3人の質問に答えてい ら広島県職員。 田雅春・特別研究員ら 協力する形で同大学の石 ラルヒストリー事業」に 長、副知事などを経て、 めた。広島大学の「オー 総務部

事は政令指定都市実現 積極的に進め、永野知す。広島市は広域合併も 盤の整備を進めたと記 知事と二人三脚で都市基 代わり、動物園、植物園 整備するなど、永野厳雄 は市が、体育館は県が 山田節男市長に

竹下さんは「浜井さん

ドを紹介。大平正芳氏 (後の首相) らを通じて

区で

回顧録を手にする竹下虎 之助・元知事=広島市南 る。 の『戦後』を終わら は人柄は立派な方だった にも協力したとしてい 各省の幹部に話を通した 強く反対されたエピソー やってはいかん」などと 際、「そういうむちゃは に呉市長らが陳情した 顧録の中で、池田勇人氏 水ルートについては、 と山田市長の2人が広島 合わなかった。永野知事 が、永野知事とはうまが た」と評価する。 一方、広島―呉間の送 [1]

-169

ていた書籍、手紙類、写真、色 究に力を入れる。 開設し、資料の整理、 は文書館に「梶山季之文庫」を かがえる貴重な資料で、同大で る。梶山作品の成立過程がう 山の母校の広島大へ寄贈され ん(78) = 東京都渋谷区 = から梶 どの資料が、近く妻の美那江さ 山季之(一九三〇一七五年)の のほか、取材資料として収集し 小説草稿や取材ノート、日記な になった広島ゆかりの作家、梶 週刊誌ライターから流行作家 寄贈されるのは、草稿やメモ 研

朝鮮半島をテーマに構想していた 「積乱雲」の書き出しと見られる 草稿の一部 (1974-75年ごろ)

なかった。 からなったさんなってもで なかけるいいこ 日本が、日気の独見か ういとなりり

取

年にも一部を公開する。小池聖 館長は「梶山は戦中・戦後の 夫人、広島大に寄贈へ

があり、興味深い。 き出しとみられる四種類の草稿 組んだ「積乱雲」(未完)の書 梶山がライフワークとして取り 品など幅広い。自筆資料には、 愛用した万年筆といった遺 支店では「作家展・梶山季之の 資料にしたい」と話している。 の仕事を多角的に研究する基礎 社会を見つめて仕事をした。そ 仕事と人間像」が開かれている。 広島市中区の旧日本銀行広島

間を橋渡しした。 事業を企画した実行委員会が、 学校の卒業。三十三回忌の記念 資料の散逸を防ぎたい夫人との **大学に「文庫」の開設を提案。** 島大の前身である広島高等師範 梶山は朝鮮半島生まれで、広 てずにおいてよかった。広島は 学長に目録を贈る。 んが、会場で浅原利正・広島大 り、最終日の二十日に美那江さ 梶山の日本の古里。そこで資料 寄贈資料の一部も展示されてお 美那江さんは「メモー枚、捨

がたい」と喜んでいる。 を保存していただけるのはあり

文書館では資料を整理し、来

170

示し、週刊誌記者や作家として幅広く活躍した ャンパスで広島ゆかりの作家、梶山季之(一九 三〇-七五年)の資料展を開く。梶山の人柄が しのばれる貴重な手紙や写真など約二百点を展 広島大は十一月一日から、東広島市鏡山のキ

7. 9 **b**

直筆の色紙など展示品をチェックする小宮山准教授 一で活躍。

・稿、手紙など20点 梶山がライフワークと

手紙を展示。家族との写 乱雲」(未完)の書き出 労などの心情をつづった 筆の草稿や、上京時の苦 して取り組んだ小説「積 しとみられる四種類の自

> を入れ、上京後は週刊誌 生。広島の文芸活動にカー代を全力で駆け抜けた作 広島高等師範学校の卒業 真や執筆の際に使ってい 梶山は広島大の前身、 李朝残影」などの小説 「黒の試走車」 家の人生に触れてほし 夫准教授は「高度成長時 同大文書館に「梶山季之 い」と話している。 いる。文書館の小宮山道 文庫」の開設を目指して ト、日記の寄贈を受け、 ら自筆原稿や取材ノー 資料展は中央図書館

で人気作家になった。 広島大は六月、梶山の 一日曜は午前十時十五分か 四時四十五分に開く。土 午前八時四十五分一午後 ら。三、五日は休み。無料。 階の地域交流プラザで、

妻美那江さん=東京=か

た机も並べる。

足跡をたどる。十四日まで。

(小山頭)

— 171 —

平成 19 年 12 月 8 日(土) 中国新聞(37面)

出身作家 中 市

古女

クリックト

ていたが実現しなかった「敗者の遺産」の草稿 |代巴文庫第2期の最終巻として刊行が予定され

想犯として服役し、仮釈問学校中退。戦時下は思明学校中退。戦時下は思明時下は思明時下は思明時下は思明的に生活を表示。11年1912年、出代巴 1912年、出代巴 1912年、

かった。山代巴の遺族が 巴(九十二十二〇〇四 文学館で十四日に始まる 福山市丸之内のふくやま 広島大文書館(東広島市) の草稿が、このほど見つ 長編小説「敗者の遺産」 ながら、実現しなかった 巻として刊行を予定され 年)の文庫第二期の最終 整理作業で確認された。 に寄託した未発表資料の

一慢競争)」と記された茶 判の原稿用紙は三百五十 まで順番が打たれてい 枚。九つに分けてつづっ 封筒に入っていた。 B5 てあり、17を除く11-20

(伊藤敬子)

府中市出身の作家山代 | 「山代巴展」で初公開さ れる。

らが自立する姿を描こう |対する一揆を通し、農民 | 第二期第十巻に書き下ろ 料(病める谷間-家柄目 としたとみられている。 〇年に刊行を始めた文庫 た。江戸時代の福山藩に しで発表が計画されてい 「敗者の遺産」は一九九 草稿は「敗者の遺産資

け、 | ま。磯貝英夫ふくやま文 から翌年六月まで季刊誌 など約三千点の寄託を受 草稿や創作ノート、メモ だったのだろう」とみる。 産」としてまとめる考え えて再構築し、『敗者の遺 **園を基に、原稿を書き加** 学館館長は「『病める谷 に連載されたが未完のま (54) = 広島市西区 = から いで養女の三澤草子さん 六年十二月、山代巴のめ が舞台。一九七一年三月 広島大文書館は二〇〇 目録作成を進めてい

も書かれている。 「病める谷間」は郷里 一部には「笑わる観

音」「病根」などの題名

3. 学則・規則・内規・関連規則等

(1) 広島大学学則(抄) (平成16年4月1日規則第1号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)に基づき設立される国立大学法人広島大学及びその法人によって設置される広島大学の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 前条に規定する国立大学法人広島大学及び広島大学は、別段の定めがある場合を除き、 総称して広島大学(以下「本学」という。)という。

一中略—

第2章 教育研究組織

一中略—

(学内共同教育研究施設等)

第16条 本学に、学内共同教育研究施設として、次の施設を置く。

高等教育研究開発センター

情報メディア教育研究センター

自然科学研究支援開発センター

留学生センター

産学連携センター

ナノデバイス・システム研究センター

教育開発国際協力研究センター

保健管理センター

平和科学研究センター

環境安全センター

総合博物館

地域連携センター

北京研究センター

宇宙科学センター

外国語教育研究センター

文書館

医療社会連携センター

スポーツ科学センター

HiSIM 研究センター

先進機能物質研究センター

2 本学に、学内共同利用施設として、ハラスメント相談室を置く。

一中略—

(雑則)

第28条 この学則に定めるもののほか、本学の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

一中略—

附 則(平成 19 年 12 月 25 日規則第 175 号) この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

(2) 広島大学文書館規則 (平成 16 年 4 月 1 日規則第 53 号)

(趣旨)

- 第1条 この規則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第18条の規定に基づき、 広島大学文書館(以下「文書館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (目的)
- 第2条 文書館は、広島大学(以下「本学」という。)の学内共同教育研究施設として、本学に とって重要な文書の整理・保存並びに大学の歴史に関する資料の収集・整理・保存及び公開 を行うとともに、関連する分野の教育研究を行うことを目的とする。

(組織)

- 第3条 文書館に、次の職員を置く。
 - (1) 館長
 - (2) 副館長
 - (3) 専任教員
 - (4) その他必要な職員
- 2 文書館に、前項に掲げるもののほか、研究員、客員研究員又は調査員を置くことができる。 第4条 館長は、本学専任の教授又は准教授をもって充てる。
- 2 館長は、理事(総務担当)(以下「理事」という。)の意見を聴いて、学長が任命する。
- 3 館長は、理事の助言により文書館の業務を掌理する。
- 4 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 館長が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、その任命の日から 起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 第5条 副館長は、本学専任の教授又は准教授をもって充てる。
- 2 副館長は、理事の意見を聴いて、学長が任命する。
- 3 副館長は、館長の職務を補佐する。
- 4 副館長の任期は、2年とする。ただし、館長の任期の終期を超えることはできない。
- 5 副館長の再任は、妨げない。
- 第6条 文書館の専任教員は、理事の意見を聴いて、学長が任命する。

- 第7条 研究員は、本学の職員をもって充てる。
- 2 研究員は、理事の意見を聴いて、学長が任命する。
- 3 客員研究員は、学外の研究者等をもって充てる。
- 4 客員研究員は、理事の意見を聴いて、学長が委嘱する。
- 5 研究員及び客員研究員の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命又は委嘱された場合の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 6 研究員及び客員研究員の再任は、妨げない。
- 第8条 調査員は、本学専任の教員、学外の研究者等のうちから、理事の意見を聴いて、学長 が任命又は委嘱する。
- 2 調査員は、館長の指示に基づき、調査研究を行う。
- 3 調査員の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命又は委嘱された場合の任期は、 その任命又は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 4 調査員の再任は、妨げない。
- 第9条 文書館に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事の意見を聴いて、学長が任命又は委嘱する。
- 3 顧問は、館長の依頼に基づき、助言等を行う。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命又は委嘱された場合の任期は、 その任命又は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 5 顧問の再任は、妨げない。

(室)

- 第10条 文書館に、第2条に掲げる目的を達成するため、次の室を置く。
 - (1) 公文書室
 - (2) 大学史資料室
- 第11条 室に室長及び室主任を置き、文書館の職員をもって充てる。
- 2 室長は、室の業務を掌理する。
- 3 室主任は、室長の職務を補佐する。
- 4 室長及び室主任の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、 その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 5 室長及び室主任の再任は、妨げない。

(文庫)

- 第12条 文書館に、文庫を置く。
- 2 文庫に文庫長を置き、本学の職員をもって充てる。
- 3 文庫長は,理事の意見を聴いて,学長が任命する。
- 4 文庫長は、文庫に関する教育研究を推進する。
- 5 文庫長の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任 命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 6 文庫長の再任は、妨げない。

(分館)

第13条 文書館に、分館を置くことができる。

(運営委員会)

- 第14条 文書館に,広島大学文書館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 第15条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 館長
 - (2) 副館長
 - (3) 図書館部長
 - (4) 総務部長
 - (5) 文書館の専任教員(教授及び准教授に限る。)
 - (6) 学長が必要と認めた者若干人
- 2 委員は、学長が任命する。
- 3 第1項第6号の委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 4 第1項第6号の委員の再任は、妨げない。
 - 第16条 運営委員会は、文書館に関し次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 管理運営の基本方針に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) その他文書館の運営に関すること。
- 第17条 運営委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。
- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。
- 第 18 条 運営委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(運営支援)

第19条 文書館の運営支援は、総務部において行う。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか,文書館の管理運営に関し必要な事項は,文書館が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 文書館設置後最初に任命される文書館長については,第4条第2項の規定にかかわらず, 旧広島大学文書館設立準備委員会の推薦により、学長が任命する。
- 3 文書館設置後最初に任命される文書館の専任教員については,第5条の規定にかかわらず, 旧広島大学文書館設立準備委員会の推薦により,学長が任命する。
- 附 則(平成17年3月15日規則第22号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月17日規則第105号)

この規則は、平成17年5月21日から施行する。

附 則(平成19年3月13日規則第24号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月27日規則第141号)

この規則は、平成 19 年 6 月 27 日から施行し、この規則による改正後の広島大学文書館規則の規定は、平成 19 年 5 月 21 日から適用する。

- (3) 広島大学文書館利用内規 (平成 16 年 4 月 1 日規則、文書館長決裁) (趣旨)
- 第 1 条 この内規は, 広島大学文書館規則(平成16年4月1日規則第53号)第16条の規定に基づき, 広島大学文書館(以下「文書館」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。 (文書館の業務)
- 第 2 条 文書館は、文書館が所蔵し、公開している重要な公文書その他の記録(以下「記録等」 という。)の利用に関し、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 閲覧
 - (2) 複写
 - (3) レファレンス
 - (4) 展示
 - (5) 貸出し

(公開)

- 第 3 条 記録等は、一般の利用に供するものとする。ただし、次条に掲げる場合は、この限りでない。
- 第 4 条 文書館長は、次に掲げる範囲内で、記録等の一般の利用を制限することができる。
 - (1) 記録等(その作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過していないものに限る。)に次に掲げる情報が記録されていると認められる場合において、 当該記録等(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限すること。
 - イ 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - (i) 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - (ii) 人の生命,健康,生活又は財産を保護するため,公にすることが必要であると認め られる情報
 - (iii) 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。),独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に

係る部分

- ロ 法人その他の団体(国,独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。) に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。 た だし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認め られる情報を除く。
 - (i) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - (ii) 本学の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人 等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付 することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係 が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認 めることにつき相当の理由がある情報
- (2) 記録等の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は法人等から寄贈又 は寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間、当該記録等の全部又は一 部の一般の利用を制限すること。
- (3) 記録等の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は文書館において当該原本が現に使用されている場合(文書館における保存及び利用の開始のために必要な措置を行う場合を含む。)において、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。
- 2 記録等(その作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過していないものを除く。以下この条において同じ。)に前項第1号ロに掲げる情報が記録されていると認められる場合は、文書館長は、別表に掲げる範囲内で、当該記録等(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限することができる。
- 3 記録等に第1項第1号ロに掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該情報が次に掲げるものであると認められるときは、文書館長は、当該記録等(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限することができる。
 - (1) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利を害するおそれがあるもの
 - (2) 営業秘密(不正競争防止法(平成5年法律第47号)第2条第4項に規定する営業秘密をい う。)であって、当該情報を公にすることにより、当該法人等又は当該個人の利益を不当に害 するおそれがあるもの(当該情報が記録されている記録等の作成又は取得の日の属する年度 の翌年度の4月1日から起算して80年を経過していないものに限る。)
- 4 記録等に第1項第1号ハに掲げる情報が記録されていると認められる場合において、次に掲げるおそれが明白であると認めることにつき相当の理由があるときは、文書館長は、当該記録等(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限することができる。
 - (1) 国の安全が不当に害されるおそれ
 - (2) 他国又は国際機関との信頼関係が不当に害されるおそれ
 - (3) 他国又は国際機関との交渉上重大な不利益を被るおそれ
- 第 5 条 前条各項に掲げる一般の利用の制限に関し、不服がある者は、その旨文書館長に申し出

ることができる。

2 文書館長は、前項に規定する不服の申出があった場合は、文書館運営委員会に諮った上で、 当該申出に係る回答を遅滞なく行うものとする。

(利用者の責任)

第 6 条 利用者は、記録等に含まれる情報を利用することによって著作権、プライバシー等第三 者の権利利益を侵害したときは、その一切の責任を負うものとする。

(開館日)

- 第 7 条 文書館は、毎週月曜日、火曜日及び水曜日に開館する。ただし、その日が、次に掲げる日であるときは、この限りでない。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
 - (3) その他法令により休日に定められた日
- 2 文書館長は、前項本文の規定にかかわらず、記録等の整理等のため特別な必要がある場合は、 臨時に、文書館の業務の一部又は全部を休止することができる。この場合には、文書館長は、 事前にその旨を公示する。

(開館時間等)

- 第8条文書館の開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。
- 2 記録等の閲覧の申込受付は、午前 9 時 30 分から午前 11 時 45 分まで及び午後 1 時から午後 4 時までの間とする。
- 3 文書館長は,前2項の規定にかかわらず,特別な必要がある場合は,臨時に,開館時間又は 閲覧の申込みができる時間を変更することができる。この場合には,文書館長は,事前にその 旨を公示する。

(閲覧室の利用等)

- 第 9 条 閲覧室の利用を希望する者は、別記様式第1号の広島大学文書館閲覧室利用申込書(以下「利用申込書」という。)を閲覧室内の受付(以下「閲覧受付」という。)に提出し、別記様式第2号の広島大学文書館閲覧室利用カード(以下「利用カード」という。)の交付を受けるものとする。ただし、申込日に限って利用を希望する者については、利用カードの交付を省略することができる。
- 2 利用カードの交付を受けた者は、次回以降閲覧室に入室する際、利用カードを閲覧受付に提出するものとする。
- 3 利用カードの有効期間は、1年を超えない範囲内で文書館が定める。
- 第 10 条 記録等の閲覧を希望する者は、別記様式第 3 号の閲覧申込票を閲覧受付に提出するものとする。
- 第11条 記録等の閲覧は、閲覧室内で行うものとする。

(返却)

第 12 条 記録等の返却は、閲覧受付において係員の確認を得て行うものとする。この際、翌日以降も引き続き閲覧を希望する資料については、その旨を申し出るものとする。

(複写・撮影の申込み)

第 13 条 記録等の複写又は撮影を希望する者(以下「複写希望者」という。)は、あらかじめ別記様式第 4 号の複写申込書を文書館長に提出して、その許可を得なければならない。

(複写・撮影の方法)

- 第14条 記録等の複写は、文書館長が指名する者が行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、文書館長が特に必要と認めた場合は、別に定めるところにより、 複写希望者が複写することができる。
- 3 記録等の撮影は、複写希望者が持参した撮影機器により行うものとする。この際、複写希望 者はその複製一部を文書館に寄贈するものとする。

(複写・撮影の費用)

第15条 複写又は撮影に要する費用は、複写希望者が負担するものとする。

(複写物の出版等)

- 第 16 条 記録等の複写物を出版,放映等のために利用を希望する者は,別記様式第 5 号の出版掲載等利用承認申請書を文書館長に提出し,その承認を得なければならない。
- 2 前項の出版掲載等利用承認申請が、出版物(電子出版物、マイクロフィルムによるものを含む。)を有償で頒布するためのものである場合又は営利を目的として利用するためのものである場合は、文書館長は、その承認に当たり、別に定めるところにより、記録等の出版掲載等使用料を徴収することができる。
- 3 複写物の利用により生じる著作権法上その他の責任は、当該複写物を利用した者が負うもの とする。
- 4 複写物の利用に際しては、文書館の所蔵する記録等であることを明記するものとする。
- 5 複写物を利用した者は、当該複写物を利用した出版物等を文書館に寄贈するものとする。 (レファレンス)
- 第17条 文書館長は、次に掲げるものについてレファレンスを行うことができる。
 - (1) 記録等の検索
 - (2) 記録等の内容に関する情報の提供
 - (3) 記録等に関する参考文献、他の公文書館等に関する情報の提供
- 2 前項の規定にかかわらず、文書館長は、次に掲げる場合はレファレンスを拒否することができる。
 - (1) 史資料等の鑑定,解読又は翻訳,法律相談,学習課題の回答その他文書館の業務として 対応することが適当でないと認められるとき。
 - (2) 回答に著しく費用又は時間を要することが明らかである場合等,他の業務の遂行に著し い支障を及ぼすおそれがあるとき。

(展示)

第 18 条 文書館長は、記録等を一般の観覧に供するため、文書館内等において当該記録等を展示することができる。

(貸出し)

第 19 条 文書館長は、他の機関から学術研究、社会教育等の公共的目的を持つ行事等に出品する ため、記録等の貸出しの申込みがあった場合は、別に定めるところにより、当該記録等を貸し 出すことができる。

(入館の拒否等)

第 20 条 文書館長は、他の利用者に迷惑を及ぼした者又は及ぼすおそれのある者及び記録等を滅失、破損若しくは汚損を生じさせた者又は生じさせるおそれのある者に対して、退館を命じ、

又は入館を拒否することができる。

2 文書館長は、この内規若しくはその他の規則等に違反し、又は文書館長の指示に従わない者に対して、記録等の利用を停止することができる。

(弁償の責任)

第21条 利用者は、その責に帰すべき事由により、施設、物品若しくは記録等を滅失し、破損し、 又は汚損したときは、その損害を賠償するものとする。

(雑則)

第 22 条 文書館長は、利用者の閲覧に供するため、記録等の目録及びこの内規を常時閲覧室内に 備え付けるものとする。

附則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月22日一部改正)

この内規は、平成17年4月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

別表(第4条第2項関係)

一般の利用を制限する記録等に記録されている情報	該当する可能性のある情	経過年数
	報の類型の例(* 1)	(* 2)
個人の秘密であって, 当該情報を公にすることによ	イ. 学歴又は職歴	30年以上
り、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのある	ロ. 財産又は所得	50年未満
もの	ハ. 採用, 選考又は任免	
	ニ. 勤務評定又は服務	
個人の重大な秘密であって, 当該情報を公にすること	イ. 国籍, 人種又は民族	50年以上
により, 当該個人の権利利益を不当に害するおそれの	ロ. 家族, 親族又は婚姻	80年未満
あるもの	ハ. 信仰	
	二. 思想	
	ホ. 伝染性の疾病, 身体の	
	障害その他の健康状態	
個人の特に重大な秘密であって、当該情報を公にする	イ. 門地	80年以上
ことにより, 当該個人及びその遺族の権利利益を不当	ロ. 遺伝性の疾病、精神の	
に害するおそれのあるもの	障害その他の健康状態	
	ハ. 犯罪歴又は補導歴	

(備考)

- *1. 該当する可能性のある情報の類型の例とは、この表の左欄にいう「個人の秘密」、「個人の 重大な秘密」又は「個人の特に重大な秘密」にそれぞれ該当する可能性が考えられる一般的な 情報の類型を例示したものであって、記録等に記録されている情報に対するこの表の適用に当 たっては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個 別に判断するものとする。
- *2. 経過年数とは、当該情報が記録されている記録等の作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して経過した年数をいう。

広島大学文書館閲覧室利用申込書

	くいり	でで記		/C @ V '	, (42)	/ ク 本 (り記入争 垻	な光)	りる音	. 9 /	/C C V	' o /
広島大	:学文書	書館長	ē 殿					平瓦		年	月	日
フリカ [・] ナ 氏 名				住 所	電話		_			_		
男			広島大学 □職 □大 学	員(教員) 叁 院 生 職 員	□職 □研 □ □ □ 平	員(参 究生・	対員を除く) 科目等履修 <i>9</i> 生	ŧ	□学 □旧 □修	部教了	生 員 生	
女 歳	· 開	業	1	文公	務 員 务職員 【 員		方 公 務 在研究機関職 道 関		□教 □会 □無	由業	社・著ⅰ	員員業職)
連 絡 (勤務先、学	先 校名等)	年	話		_		_					
目的(調査	事項又は	研究主	題等)を記	記入して	てください	٠,						

	the air, we have not not one out to do not not not not not not not not not		t the ear to the fact that the fact the side and the ear the earl the earl fact of the earl the	00° 20° 50° 60° 50° 50° 50° 50° 50° 60° 50° 50° 50° 50° 50° 50° 50° 50° 50° 5	aan den 100 weer gen 100 was 100 wer gen aan de 100 wer de 100 wer de 100 we			and the spin copy and the spin copy at	n dar bin vin dan an dar dar bin din dan da	~~~~~		
閲覧希望 (1年以内と		平成	年	月	日	から	平成	—— 年	<u> </u>	月	F	まで
※当館所蔵の記録等を利用することによって著作権、プライバシー等第三者の権利利益を 侵害したときは、利用者がその一切の責任を負うこととされていることをご承知の上お 申し込みください。(広島大学文書館利用内規第6条) この申請書に記載された個人情報は、広島大学文書館での閲覧に関する必要な手続及び 統計調査を行うために使用するものであり、その他の目的に使用いたしません。												
利用番号				有	効期間		平成 平成	年年	月月	='	日カ	いら きで
	本日の	み		<u> </u>				•		11 <u>7</u> ,	<i>.</i>	

利用番号		有効期	188	平成	年	月	日から
利用省分		有别称] []]	平成	年	月	日まで
	本日のみ					受	付 印
備考							
認印	館	室	館				
bic ⊢lı	長	長	員				

(表 面)

広島大学文書館閲覧室 利用カード

利用番号

現住所

氏 名

 有効期間
 平成
 年
 月
 日 から

 平成
 年
 月
 日 まで

広島大学文書館

(裏 面)

- ・閲覧室に入室する際は、この利用 カードを提出してください。
- ・この利用カードは、本人以外は使用できません。
- ・記録等に含まれる情報を利用する ことによって、著作権、プライバ シー等第三者の権利利益を侵害し たときは、利用者がその一切の責 任を負うこと。

開館 日 月曜日、火曜日、水曜日

但し祝日、12月28日~

翌年1月4日を除く

開館時間 9:30 ~16:30

利用申込時間 9:30 ~11:45 13:00 ~16:00

〒739-8524

広島県東広島市鏡山1-1-1 電話082(424)6050(代)

横5.4センチメートル 縦8.5センチメートル

閲覧申込票

樣式第3号

	平及		争	月	ш	利用番号 フリガナ 氏 名		
	11100	請求番号	 1~.		リール番号	記録等名、マイクロ・コマ番号 冊数	丑	斧
(浜)	1 2 号	k線なく マイクロ を記入[内の事 フィル してくた	通を記 ^A化さ ごさい。	3入してくださ sれているもの	1 太線わく内の事項を記入してください。2 マイクロフィルム化されているものは、原則マイクロフィルムによる閲覧になりますので、請求番号及びリール番号、マイクロ・コマ番号を記入してください。	1170	要
備								
析								

複写申込書



広島大学	文書館長	殿			平成	年	月	日
利用番号			フリカ・ナ 氏 名					
利用目的								
支払方法	□公 費 (請求宛名	□私 費	送 付 先 申請した住所 と異なる場合	ቫ		_		
	花 番 号 ・ル 番 号	話	録 等	名	複 写 マイクロ	部・コマ		
複写の種類	□電子式複写(□写真撮影 フ ネ □マイクロリー □マイクロフィ □その他(ィルムカメラ・ ガ・ポジ(35m ダプリンタによ	・デジタルカメラ m・6×7・4×5・ kる引伸印画(オ	ラ モノクロ ・8×10)	・カラー)

(注) 太線わく内の事項を記入してください。

下記事項に異存ありません。

記

- 1 複写を行うことにより、原本等を損傷させるおそれがあることが判明した場合は、複写を行わないことに同意すること。
- 2 著作権法上その他の責任が生じた場合は、申込者がその責任を負うこと。
- 3 撮影を行った際には、複製一部を広島大学文書館に寄贈すること。
- 4 複写物を出版掲載等に使用する場合には、出版掲載等利用承認申請書を提出すること。

様式第5号

	館長	館員
決		
済		

	承認年	5月日	
平成	年	月	日

出版掲載等利用承認申請書

平成	年	月	F

広島	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
		機関名・責任者名	
			J
		住所	
		電話 — —	
1	①資料名及び請求番号		
	②使用部分		
2	利用形式		
3	出版物等の標題(書名)		
4	①出版社等	②著者(編者)	
5	①発行予定部数	②頒布予定価格	
6	出版物等における当館所蔵資料の	使用割合	
	(※記載例	全〇〇巻のうち〇〇巻、全〇〇頁のうち〇〇頁、〇〇% 等	:)
7	発行・放送予定年月日		

下記事項に異存ありません。

記

- 1 著作権法上その他の責任が生じた場合は、申請者がその責任を負うこと。
- 2 記載事項に変更が生じた場合は、必ず広島大学文書館長に申し出ること。
- 3 出版掲載等に際しては、広島大学文書館所蔵のものである旨及び原本の標題を表示すること。
- 4 出版物等は広島大学文書館の必要により、寄贈すること。
- ※ 当館所蔵資料の複写物を利用した出版物等を有償で頒布する場合は、出版物等における当館所蔵資料の使用割合 等によって、別途取り決めが必要になる場合があります。

(4) 広島大学文書館教員選考基準内規 (平成 18 年 3 月 15 日規則、文書館長決裁)

(趣旨)

第1条 この内規は, 広島大学教員選考基準規則(平成16年4月1日規則第82号)第8条 の規定に基づき, 広島大学文書館の教員の選考基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(教員の選考基準)

第2条 教員となることができる者は、人格及び識見とも優れ、かつ、文書館の諸実務(整理、保存、公開等)に関して、高度の専門性又は教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

(教授の資格)

- 第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の 顕著な業績を有する者
 - (2) 研究上の業績が前号准助教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
 - (4) 文書館、公文書館、史料館等に在職し、特に優れた研究上の業績を有する者
- (5) 文書館の業務について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者 (准教授の資格)
- 第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 前条各号のいずれかに該当する者
 - (2) 文書館,公文書館,史料館等に在職し,優れた研究上の業績を有する者
- (3) 文書館の業務について、優れた知識及び経験を有すると認められる者 (講師の資格)
- 第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
 - (2) 文書館,公文書館,史料館等に在職し,研究上の業績を有する者
 - (3) 文書館の業務について、知識及び経験を有すると認められる者

(助教の資格)

- 第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
 - (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者
- 第7条 この内規に定めるもののほか,広島大学文書館の教員の選考基準に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附則

- 1 この内規は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この内規による改正後の広島大学文書館教員選考基準内規(以下「新内規」という。)第3 条第3号の規定の適用については、この内規の施行前における助教授としての在職は、准 教授としての在職とみなす。
- 3 この内規の施行の際現にこの内規による改正前の広島大学文書館教員選考基準内規の 規定により助教授として選考されている者は、新内規の規定により准教授に選考された ものとみなす。
 - (5) 広島大学文書館教員選考基準に関する申合せ(平成 18 年 3 月 15 日規則、文書館 長決裁)

広島大学文書館教員選考基準内規第3条から第6条までに規定する各職位の資格については、次の要件とする。

- I 第3条 (教授の資格) 関係
 - 1. 第3条第1項第2号に規定する者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 10 本以上の審査雑誌への掲載論文を有する者
 - (2) 1冊以上の学術書(単著)出版を有する者
 - 2. 第3条第1項第4号に規定する者は、次に該当する者とする。 文書館、公文書館、史料館等における5年以上の経歴を有し、特に優れた研究上 の業績を有する者
- Ⅱ 第4条(准教授の資格)関係
 - 第4条第2号に規定する者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 文書館,公文書館,史料館等に在職し,審査雑誌への掲載論文 1 本以上で,合計 10 本以上の単著論文を有する者
 - (2) 文書館,公文書館,史料館等における3年以上の経歴を有し,優れた研究上の知識及び経験を有する者
- Ⅲ 第5条 (講師の資格) 関係
 - 第5条第2号に規定する者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 文書館,公文書館,史料館等に在職し,合計5本以上の単著論文を有する者
 - (2) 文書館,公文書館,史料館等における3年以上の経歴を有し,知識及び経験を 有する者

Ⅳ 第6条(助教の資格)関係

第6条第2号に規定する者とは、合計3本以上の単著論文を有する者とする。

附 則

この申合せは、平成18年4月1日から施行する。

附即

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

(7) 関連規則等

①広島大学法人文書管理規則(抄) (平成16年4月1日 規則第122号)

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)第23条及び広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第28条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における法人文書の適正な取扱い及び管理を行うため、接受、収受、起案、決裁、重要度、整理、保存、移管、廃棄等法人文書管理全体について、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第 2 条 本学における法人文書の取扱い及び管理については、別段の定めがある場合を除 き、この規則の定めるところによる。

(定義)

- 第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 法人文書 役員又は職員(以下「役職員」という。)が職務上作成し、又は取得した文書、 図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、役職員が組織的に用いるも のとして、本学が保有しているものをいう。
- (2) 教育・研究関係文書 法人文書のうち教員又は教員組織が主体となって管理するものをいう。
- (3) 法人文書ファイル 業務の能率的な処理及び法人文書の適切な保存を目的としてまとめられた相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって,当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物をいう。
- (4) 法人文書分類基準表 法人文書の適切な管理のため、本学の業務の性質、内容等に応じた系統的な法人文書の分類基準表であって、大分類、中分類及び小分類の3段階のツリ

- ー構造を基本とし、小分類の下に法人文書ファイルを類型化した標準法人文書ファイル名 その他必要な事項を記載したものをいう。
- (5) 法人文書ファイル管理簿 法人文書の適切な管理を行うとともに、法による開示請求を行おうとする者の利便を図るために作成する帳簿(別記様式第1号)をいう。

一中略—

(移管)

- 第24条 文書管理者は、保存期間(保存期間が延長されたときは、延長後の保存期間。次条 において同じ。)が満了した法人文書(保存期間が1年未満のものを除く。)のうち、本学に とって歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存する必要があるも のについては、文書館に移管しなければならない。
- 2 前項の移管は、総括文書管理者と文書館長が協議の上、行うものとする。
- 3 文書館は、移管された法人文書について、文書管理システムに目録情報を登録し、総括 文書管理者に報告する。

(廃棄)

- 第25条 保存期間が満了した法人文書(保存期間が1年未満のものを除く。)は、前条第1項の規定によるものを除き、原則として廃棄する。
- 2 法人文書の廃棄に当たっては、文書管理担当者は法人文書廃棄簿(別記様式第2号。以下「廃棄簿」という。)に廃棄する法人文書の名称及び年月日を記載するとともに、文書管理システムに入力し、文書管理者はその旨を総括文書管理者及び文書館長に報告しなければならない。
- 3 法人文書の廃棄は、廃棄する法人文書の内容に応じた方法で行うものとし、当該法人文書に法第5条各号に規定する不開示情報が記録されているときは、当該不開示情報が漏えいしないようにしなければならない。
- 4 保存期間の満了した法人文書の文書館への移管及び廃棄に関し必要な事項は、別に定める。

(保存期間満了前の法人文書の廃棄)

- 第26条 文書管理担当者は、保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の理由がある法人文書を廃棄しようとするときは、その名称、廃棄しなければならない特別の理由及び廃棄予定年月日を記載した記録を作成し、文書管理者を経て総括文書管理者に提出し、その許可を得なければならない。
- 2 文書管理者は、前項により廃棄するときは、文書館長に通知しなければならない。

一中略—

広島大学法人文書ファイル管理簿

(‡

- . 「文書分類」は, 広島大学法人文書分類基準表による。
- 存期間が1年以上のもので,当該保存期間を同じくすることが適当なもの)の集合物であり,保存・廃棄について同じ取扱いをすることが適当であるものとす 「法人文書ファイル名」は,業務の能率的な処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた,相互に密接な関連を有する法人文書(保
- 「作成者」は,グループ等の単位で記載する。取得したものは「文部科学省」,「他大学」,「申請者」,「届出者」等と記載する。 . ფ
- 「作成(取得)時期」は,法人文書ファイルにまとめられた法人文書のうち,作成(取得)された時期が最も古いものの作成(取得)時期とする。 「保存期間」は,法人文書ファイルにまとめられた法人文書のうち,保存期間の満了する日の最も遅いものの時期までの期間とする。 4. ъ
 - 「保存期間満了時期」は、法人文書ファイルにまとめられた法人文書のうち、保存期間の満了する日が最も遅いものの時期とする。
 - 6. 「保存期間満了時期」は、法人文書ファイルにまとめ7. 「媒体の種別」は、紙、電子情報等の別を記載する。
- 8. 「保存場所」は, 事務室, 書庫, データ保管庫等の別を記載する。
- 9. 「管理担当部・グループ等」は、当該ファイルを管理している部・グループ等を記載する。
- 「保存期間満了時の措置結果」は,保存期間が満了した時点で「廃棄」,「保存期間の延長」,「文書館へ移管」等と記載する。なお,「保存期間の延長」

別記様式第2号 (第25条関係)

	豆		
	文書管理者の検印		
部課名等	廃棄方法		
廃棄簿	廃棄年月日		
年度法人文書廃棄簿	保存期間		
広島大学	作成(取得)年月日		
	作成者		
	法人文書名		

(注)1「法人文書名」欄は, 法人文書ファイル名を記載することもできる。この場合には, 法人文書名を記載したリストを添付すること。 2「廃棄方法」欄は, 裁断, 焼却等と記載すること。

② 広島大学法人文書の分類,保存,重要度,移管及び廃棄等に関する細則(抄) (平成17年3月24日、副学長(人事・総務担当)決裁)

(趣旨)

第1条 この細則は,広島大学法人文書管理規則(平成16年4月1日規則第122号。以下「規則」という。)第16条の2,第19条,第23条第1項,第25条第4項及び第35条の規定に基づき,広島大学(以下「本学」という。)の法人文書の分類,保存,重要度,移管及び廃棄等に関し必要な事項を定めるものとする。

(分類)

- 第 2 条 法人文書の分類の基準は、本学の事務及び事業の性質及び内容等に応じた系統的 な大分類、中分類及び小分類の 3 段階とし、別表第 1 のとおりとする。
- 2 規則第19条第1項に定める法人文書分類基準表は、別記様式のとおりとする。
- 3 文書管理者は、当該部局等において保有している法人文書を前項の法人文書分類基準表 に基づき分類しなければならない。

(保存期間·重要度基準)

第3条 規則第16条の2第2項及び規則第23条第1項に定める法人文書保存期間・重要 度基準は、別表第2のとおりとする。

(移管)

- 第4条 文書館公文書室長(以下「公文書室長」という。)は、法人文書の移管の日時を文書 管理者と協議して定める。
- 2 前項により移管が決定した法人文書の文書館への移管作業は、原則として文書館が行う。
- 3 公文書室長は、移管された法人文書(以下「移管文書」という。)の移管後の措置について、文書管理者の意見を聴くものとする。
- 4 文書館長は、移管文書に不開示情報が記載されているときは、適切に管理しなければならない。

(廃棄)

- 第 5 条 当該年度に廃棄する法人文書はその旨を記し、当該部局等においてあらかじめ決められた場所に集める。
- 2 前項については、あらかじめ公文書室長に通知しなければならない。
- 3 移管後,文書館にて廃棄する場合は,文書館において文書管理システムにその旨を入力 するとともに、当該部局等の文書管理者に通知する。

(文書館での保存)

第 6 条 保存期間満了前の法人文書のうち、部局等の保有する本学の歴史に係る各種資料 については、総括文書管理者が指定する場所として文書館に保存することができる。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか,この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。 ただし、法人文書の移管及び廃棄の実施に関するものは、文書館が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成17年3月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学行政文書管理規程(平成 13 年広島大学規程第 7 号) の規定に基づき作成又は取得されている文書に係る法人文書の分類の基準及び保存期間 (保存期間が永年のものを除く。)の満了する日の設定については、なお従前の例による。
- 3 この細則の施行の際現に旧広島大学行政文書管理規程の規定に基づき保存期間が永年 と指定された法人文書については、作成又は取得から 30 年が経過した時点で、法人文書 としての必要性を順次見直し、保存期間の延長、廃棄又は移管等の手続に付すものとする。
- 附 則(平成 18年 3月 31 日 一部改正)
- この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則(平成 19年 3月 29日 一部改正)
- この細則は、平成19年4月1日から施行する。

---別表略---

4. 個人業績リスト

(1) 小池 聖一

館長 小池 聖一 国際協力研究科准教授

学位 博士(史学)

資格 教員免許(社会高校一級)、学芸員、国立公文書館職員研修(第四期)

専門 日本近現代史、日本政治外交史、文書学

主要業績(三点まで)

・『満洲事変と対中国政策』吉川弘文館、314pp. 平成 15 年 11 月

業績(平成16年4月から平成20年3月まで)

(共著)

- 1 「戦後復興と森戸辰男の平和論」『広島から世界の平和について考える』平成 18 年 7 月 現代史料出版(担当: pp. 111-140)
- 2 広島大学文書館編『地方自治とは何か-竹下虎之助回顧録-』現代史料出版、

平成18年7月、(p.384)

- 3 広島大学 50 年史編集委員会、広島大学文書館編『広島大学五十年史 通史編』 広島大学(担当:pp. 75-98, 122-136, 174-222, 336-378, 407-429) 平成 19 年 9 月 (p. 883)
- 4 広島大学文書館編『広島大学の歴史』広島大学出版会

(担当:pp. 75-98, 122-136, 174-222, 336-378, 407-429) 平成 19 年 9 月 (p. 482)

(学術論文)

- 1 「国立大学法人化のなかの大学文書館─広島大学文書館の設立とその問題点─」 『京都大学大学文書館研究紀要』No. 3 (pp. 1-13) 平成 17 年 3 月
- 2 「広島大学文書館のめざすもの」『広島大学文書館紀要』No.7(pp.5-13) 平成17年3月
- 3 「満州事変期、日本の対中国外交」『蒋中正與近代中日關係』第二巻、(pp. 121-138) 黄自進編、稲郷出版社(台湾) 平成 18 年 6 月
- 4 「森戸辰男の平和論」『広島平和科学』No. 28 (pp. 1-25) 平成 18 年 7 月
- 5 「大学文書館論」『広島大学文書館紀要』No. 9 (pp. 1-15) 平成 19 年 3 月
- 6「文書から見た広島大学の政策過程」広島大学 50 年史編集委員会、広島大学文書館編『広島大学五十年史 通史編』広島大学(pp. 852-872) 平成 19 年 9 月

(研究報告書)

1『オーラルヒストリー 西田亀久夫』

平成 16 年 10 月

平成 16 年度科学研究費[特別推進研究(COE)]研究成果報告書(政策研究院)(p417)

2『オーラルヒストリー 藤波孝生』

平成 17 年 3 月

平成 16 年度科学研究費[特別推進研究(COE)]研究成果報告書(政策研究院)(p376)

3「旧制広島高等学校の26年―総合科学部の源流―」展報告

『この 10 年のあゆみ 創立 30 周年記念事業報告書』(pp. 27-29) 平成 17 年 3 月

- 4 「戦後文教政策のオーラル・ヒストリーー史料としてのオーラル」『オーラル・メソッドのによる政策 の基礎研究』(平成12年度~平成16年度科学研究費補助金[特別推進研究(COE)]研究成果報告書) 別冊 3(成果報告会記録)(pp. 21-25) 平成17年3月
- 5 「広島大学文書館の現状報告」『大学アーカイヴスのこれから』研究叢書第6号、 全国大学史資料協議会(pp. 30-44) 平成18年2月
- 6 「「総合安全保障」と「環太平洋構想」への一階梯」『大平正芳関係文書の整理・公開・保存および研究基盤の創出に関する調査研究』(平成 15 年度~平成 17 年度科学研究費補助金基盤研究 (B) 研究成果報告書(pp. 29-44) 平成 18 年 3 月
- 7 「総合政策」の文書学」『大平正芳関係文書の整理・公開・保存および研究基盤の創出に関する調査研究』 (平成 15 年度~平成 17 年度科学研究費補助金基盤研究 (B) 研究成果報告書 (pp. 85-102) 平成 18 年 3 月
- 8 『歴史家教育交流事業(中国) 専門家の意見交換記録』社団法人国際フレンドシップ協会、 (p. 66, pp. 20-26, pp. 53-58) 平成 19 年 3 月
- 9 「梶山季之と広島大学、広島大学文書館」『時代を先取りした作家 梶山季之をいま見直す』中国新聞 社(ISBN978-88517-349-3) (p. 138, pp. 70-77) 平成 19 年 11 月
- 10『近代日本文書学に関する総合的研究』(平成 18・19 年度科学研究費補助金基盤研究 (C) 研究成果報告書) (p. 207) 平成 20 年 3 月

(解題・研究ノート・史料紹介)

1 「大平正芳記念館所蔵『大平正芳関係文書』解題」『大平正芳記念館所蔵大平正芳 関係文書目 録』平成15年度科学研究費(基盤B、課題番号15320085) 研究成果中間報告書

 $(P. (1) \sim p. (33), p. 157)$

平成 16 年 3 月

- 2 「解題 ヒロシマから HIROSHIMA へ」広島大学文書館編『聞き書き 平岡敬平和回想録』(pp. 212-221) 平成 17 年 11 月
- 3 「森戸辰男関係文書のなかの日本国憲法(1)~憲法草案と森戸辰男~」『広島大学文書館紀要』 No. 9 (pp. 29-44) 平成 19 年 3 月
- 4 「森戸辰男関係文書のなかの日本国憲法(2)〜芦田小委員会と森戸辰男〜」『広島大学文書館紀要』 No. 9 (pp. 29-44) 平成 20 年 3 月

(書評)

- 1「名著再読 近衛文麿」『週刊ダイヤモンド』No. 4034 (pp. 80) 平成 16 年 6 月
- 2「名著再読 東大落城」『週刊ダイヤモンド』No. 4046 (pp. 82) 平成 16 年 9 月
- 3「今週の逸冊 中曽根康弘著『自省録』」『週刊ダイヤモンド』No. 4050 (pp. 105) 平成 16 年 10 月
- 4「名著再読 高橋是清自伝 上下」『週刊ダイヤモンド』No. 4058(pp. 96) 平成 16 年 11 月
- 5「名著再読 「族議員」の研究」『週刊ダイヤモンド』No. 4070 (pp. 86) 平成 17 年 2 月
- 6「高橋是清」『大学新入生に薦める 101 冊の本』(pp. 100-101) 岩波書店、平成 17 年 3 月

- 7「今週の逸冊 聞き書 宮澤喜―回顧録」『週刊ダイヤモンド』No. 4078 (pp. 99) 平成 17 年 4 月
- 8「名著再読 シベリア出兵の史的研究」『週刊ダイヤモンド』No. 4079 (pp. 108) 平成 17 年 4 月
- 9「名著再読 炎の日から 20 年」『週刊ダイヤモンド』No. 4093 (pp. 90) 平成 17 年 8 月
- 10「名著再読 学習社会の大学」『週刊ダイヤモンド』No. 4104 (pp. 120) 平成 17 年 11 月
- 11「名著再読 岸信介回顧録」『週刊ダイヤモンド』No. 4115 (pp. 100) 平成 18 年 1 月
- 12「名著再読 岡田啓介回顧録」『週刊ダイヤモンド』No. 4126 (pp. 90) 平成 18 年 4 月
- 13 「書評『戦争・ラジオ・記憶』」中国新聞、平成18年6月11日
- 14「名著再読 池田勇人その生と死」『週刊ダイヤモンド』No. 4137 (pp. 138) 平成 18 年 7 月
- 15「名著再読 歴史としての冷戦」『週刊ダイヤモンド』No. 4148 (pp. 75) 平成 18 年 9 月
- 16「名著再読 国を守る」『週刊ダイヤモンド』No. 4159 (pp. 114) 平成 18 年 12 月
- 17「名著再読 「世襲」代議士の研究」『週刊ダイヤモンド』No. 4170 (pp. 124) 平成 19 年 3 月
- 18「名著再読 「トップ屋戦士」の記録」『週刊ダイヤモンド』No. 4181 (pp. 78) 平成 19 年 6 月
- 19「名著再読 東京―ワシントンの密談 シリーズ戦後史の証言・占領と講和〈1〉」

『週刊ダイヤモンド』 No. 4192 (pp. 72) 平成 19 年 8 月 25 日

- 20「名著再読 名著再読 清沢洌」『週刊ダイヤモンド』 No. 4203 (pp. 86) 平成 19 年 11 月 10 日 (辞典)
- 1 「池田勇人」(pp. 24-25)「大平正芳」(pp. 94)「岡田啓介」(pp. 102) 「森戸辰男」(pp. 408-409)『近現代日本人物史料情報辞典』 平成 16 年 7 月 (その他)
- 1 「組織共用文書ファイルによる文書管理マニュアル」『広島大学文書館紀要』No. 7 (pp61-76)平成17年3月
- 2 「『大学顛落』論争その後」『日本歴史』No. 687 (pp. 89-90) 平成 17 年 8 月
- 3 「「森戸文書研究会」の今日」『日本歴史』No. 692 (pp. 116-117) 平成 18 年 1 月
- 4 「大平正芳関係文書の整理・公開・保存および研究基盤の創出に関する調査研究」 『日本歴史』No. 692 (pp. 117) 平成 18 年 1 月
- 5 「日曜エッセー 人と地域を結ぶ知の拠点」『中国新聞』 平成18年2月5日
- 6 教養の課題図書 110「政治史」「外交史」『週刊ダイヤモンド』No. 4142 (pp. 108) 平成 18 年 8 月
- 7 『予算特別委員会報(平成19年度広島県当初予算審査)』広島県議会(pp. 26-33)平成19年3月(研究助成)
- 1 平成 16 年 10 月 松下教育研究財団奨学寄附金 「森戸文書研究会」研究代表者 60 万円
- 2 平成17年度科学研究費補助金

基盤研究(C)一般「近代日本文書学に関する総合的研究」研究代表者(200万円)

- 3 国立大学法人九州工業大学 年史編纂
- 4 第 36 回(平成 19 年度)三菱財団人文科学研究助成

「被爆地広島の復興過程における新聞人と報道に関する調査研究」研究代表者 (200 万円)

以上

60 万円

(2) 小宮山 道 夫

大学史資料室長 小宮山 道夫 文書館准教授

学位 修士(教育学)

専門 日本教育史

主要業績(三点まで)

- 1「広島大学の創設過程と建学理念の形成に関する考察」中国四国教育学会編『教育学研究紀要』第 48 巻第 1 部、90~95 頁、2003 年 3 月
- 2「明治期医師の履歴にみる修業形態の変遷-東京府の事例-」教育史学会機関誌編集委員会編『日本の教育史学』第41集、4~24頁、1998年10月
- 3「医術開業試験をめぐる受験者の動向」中国四国教育学会編『教育学研究紀要』第 43 巻第 1 部、94 ~99 頁、1997 年 3 月

業績(平成16年4月から平成20年3月まで)

(共著)

- 1 広島大学文書館編『広島大学の五十年』広島大学出版会、平成19年9月、(482頁)
- 2 広島大学 50 年史編集委員会、広島大学文書館編『広島大学五十年史 通史編』広島大学、平成 19 年 3 月、(883 頁)
- 3 広島大学文書館編『広島大学の歴史』広島大学、平成19年1月、(25頁)
- 4 佐藤尚子・大林正昭編『中日近現代教育比較研究』吉林大学出版社、平成17年5月、(384頁)

(学術論文)

- 1「実際的大学アーカイブズ考」『近代日本研究』23 巻、平成19年3月、83-111頁
- 2「自校史教育が高校生の進路選択に及ぼす影響に関する研究(1)—進路指導の改善と大学に関する情報提供の充実—」『広島大学 学部・附属学校共同研究機構研究紀要』第35 号、平成19年3月、297-306頁
- 3「広島大学における国際人事交流のあゆみ」広島大学文書館編『広島大学文書館紀要』第8 号、平成1 8年3月、11-28頁

(研究報告書)

1 平成 16 年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(1))研究成果報告書『大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究』研究代表者西山伸、(担当:58-64 頁)平成 17 年 3 月

(解題・研究ノート・史料紹介)

- 1「全国大学史資料協議会 2006 年度総会ならびに全国研究会」広島大学文書館編『広島大学文書館紀 要』第9号、平成18年3月、45-57頁
- 2「1880 年代教育史研究会の成果と課題」1880 年代教育史研究会編『1880 年代教育史研究会ニューズレター』第 14 号、平成 18 年 1 月、
- 3「第9回研究会特集」1880年代教育史研究会編『1880年代教育史研究会ニューズレター』第12号、 平成17年7月、3-4頁

- 4「二高研究の現状と課題に関する報告を振り返って」1880 年代教育史研究会編『1880 年代教育史研究会ニューズレター』第12号、平成17年7月、1-2頁
- 5「第二高等中学校医学部関連資料調査記録」1880 年代教育史研究会編『1880 年代教育史研究会ニューズレター』第8号、平成16年8月、7-8頁

(書評)

特になし。

(辞典)

特になし。

(その他)

- 1「『平和学術文庫』の開設について」『芸備地方史研究』第250・251号、平成18年、36-37頁
- 2「広島大学文書館の特色」『九州大学大学史料室ニュース』第24号、平成16年、4-6頁

(研究助成)

1 平成 16 年度後期広島大学研究支援金

「地域性と高等教育機関の存廃に関わる実証的研究」研究代表者(30 万円)

以上

(3) 石田 雅春

公文書室長 石田 雅春 文書館助教

学位 博士 (文学)

資格 中学校教諭一種免許(社会科)、高等学校教諭一種免許(日本史)、学芸員となる資格 個人情報保護士

専門 日本近現代史、日本近現代教育史

主要業績(三点まで)

学位論文『戦後日本における文教政策の展開と構造―教科書問題を中心に―』(平成 17 年、広島大学提出) 業績(平成 16 年 4 月から平成 20 年 3 月まで)

(共著)

- 1 広島大学文書館編『地方自治とは何かー竹下虎之助回顧録ー』現代史料出版、平成 18 年 7 月、(p. 384)
- 2 広島大学文書館編『広島大学の歴史』広島大学、平成19年1月、(p. 25)

(学術論文)

- 1 「1955 年前後の文教政策と教科書問題-「逆コース」の理解に対する一考察-」
 - 『九州史学』(査読あり) 140 号 pp. 25~43 平成 17 年 2 月
- 2 「高等学校再編成における広島県軍政部の役割に関する一考察」

『芸備地方史研究』(査読あり) 247号 pp. 1~18 平成17年6月

3 「三木内閣の経済政策と大平正芳蔵相の役割-「三木おろし」の政策的背景に関する一考察-」

『大平正芳関係文書の整理・公開・保存および研究基盤の創出に関する調査研究報告書 平成15年度科学研究費補助金基盤研究〈B〉研究成果報告書』(査読なし)pp. 45~63 平成18年3月

4 石田雅春・高木泰伸「木村静彦の事績に関する一考察」

『芸備地方史研究』(査読あり) 256号 p. 1~16 平成19年6月

(研究報告書)

特になし

(解題・研究ノート・史料紹介)

1 「大平正芳関係文書所蔵「取材メモ」について」

『大平正芳関係文書目録 平成 15 年度科学研究費補助金基盤研究〈B〉研究成果中間報告書』(査読なし) pp. 35~46 平成 16 年 3 月

2 平岡敬関係文書「解題」(pp. 1~4) (査読なし)

『平岡敬関係文書目録 第1集』 (IPSHU 研究報告シリーズ No. 34 平成 17 年 7 月 広島大学 平和科学研究センター) 所収

3 「敗戦直後におけるアメリカ軍の進駐に関する一考察―中四国地方を中心に―」

『文化交流史比較プロジェクト研究センター報告書』(査読なし) pp. 20~35 平成 19 年 3 月

4 「ヒロシマの被害と加害に関する一考察―平成3年の平和宣言を題材に―」

『CURES』(査読なし、金沢大学地域経済情報センター、平成20年2月発行予定)

(書評)

特になし。

(辞典)

1「津島寿一」 (pp. 149)

伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典 2』(2005年11月 吉川弘文館)所収

(その他)

特になし。

(研究助成)

1 平成 16 年度科学研究費補助金

特別研究員奨励費 「戦後日本における文教政策の展開と構造」研究代表者(190 万円)

以上

あとがき

国立大学法人化のなか国立大学は、海図なき航海に船出をしたとされています。護送船団によって守られ、 ひたすら「ミニ東大」「ミニ京大」を目標に、学部・大学院を整備してきた地方国立大学では、このような 感想を持つ方が多いのではないでしょうか。

しかし、国立大学法人化は、地方国立大学にとって絶好のチャンスであると考えています。国立大学の個性化が標榜されるなか、官吏養成学校として成立し、スタンダードであるが無個性化が進んだ東京大学や、その対極にあることが個性とされる京都大学に比し、地方国立大学は、地域特性を個性化とすることができるからです。

しかし、個性化は、既存の学部・大学院や、特に理系の研究ではなかなか困難なのではないでしょうか。 既存の学部・大学院では、研究領域を横断した組織が作りにくく、理系の研究は、「人」である研究者に投 資されるため、大学全体の個性にまで昇華できません。そもそも、理系の研究は、時を共有してグローバル に展開しており、地域特性を反映させにくいのです。この点、文系研究でも、グローバル化が意識されてい ますが、導入されるときは周回遅れであり、地域特性を説明することができても個性として発信することが できないことも多いのではないでしょうか。

むしろ、個性化を主張するのであれば、地域(ローカル)であることを自覚して発信し続けることによって、グローバル・スタンダードを自ら作るという意識が必要ではないでしょうか。ローカルであり続けることが、今日、地方国立大学にとって重要なことだと考えています。

その際、大学の存在、それ自体を個性化させ、同時に地域特性を反映する組織の育成が地方国立大学にとって最も重要です。その意味で、大学それ自体を個性化させる働きを有し、同時に、地域特性も持ち合わせ、情報公開という機能によって常に外に開くことができる組織こそが必要であり、これが可能なのが大学文書館だと考えています。

本外部評価報告書は、一面で文書館の四年間にわたる営為を記したものでもあります。国立大学で二番目となった広島大学文書館の設置は、牟田泰三学長の英断、山西正道副学長・頼祺一広島大学五十年史編纂委員長のご尽力によるものです。しかし、文書館の歩み自体は、平坦なものではありませんでした。平成 16年4月に設置された当初、評議会で承認されていた助教授・助手枠が配分されず、助手一枠で発足しなければならなかったからです。このため、五十年史編集業務が終了していないにもかかわらず、五十年史編集室・文書館設立準備室時に二人いた助手のうち、一名を教務補佐員としなければなりませんでした。文書館設立準備室長から、文書館長となった私にとっては、最低限と考えていた人員構成にするため、できうる限りのことをしたと考えています。本報告書は、その過程で文書館員一丸となって行った努力の結果でもあります。助手にもどった菅真城氏は、現在、大阪大学文書館設置準備室に講師として勤めています。これは、菅氏の能力が評価されてのことですが、皆で力を合わせてきた我々広島大学文書館が対外的にも認められたことであるとも思い、本当にうれしく感じました。現在、大阪大学文書館設置準備室とも提携関係を深め、大学文書館の普及を図っているところです。

最後になりましたが、年度末というご多忙中のなか、第三者評価委員として評価をいただいた有馬学先生、 大濱徹也先生、鈴木秀幸氏、長富健三氏に感謝いたします。有難うございました。本外部評価報告書は、広 島大学文書館にとって、一通過点であり、今後の発展をする上での一里塚であると考えています。本報告書 におけるご指摘を真摯に受けとめ、浅原利正学長のもと広島大学と共にある文書館として、さらなる発展を 期したいと考えております。

平成20年3月31日

広島大学文書館 館長 小 池 聖 一

広島大学文書館外部評価報告書

編集 広島大学文書館

発行 平成 20 年 3 月 31 日

印刷 (株)ニシキプリント